

平成 3 0 年 第 2 回

千 早 赤 阪 村 議 会 定 例 会  
会 議 録

平成 3 0 年 6 月 5 日 開会

1 7 日 間

平成 3 0 年 6 月 2 1 日 閉会

千 早 赤 阪 村 議 会

平成30年第2回千早赤阪村議会定例会会議録（第1号）

1. 招集年月日

平成30年6月5日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 二階議事堂

3. 出席議員

1番 田中博治

2番 関口ほづみ

3番 井上浩一

4番 田村陽

5番 千福清英

6番 藤浦稔

7番 山形研介

4. 欠席議員

なし

5. 署名議員

4番 田村陽

5番 千福清英

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名

局長 植木朋子

局長代理 松村典英

7. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村長 松本昌親

副村長 清水秀都

教育長 矢倉龍男

人事財政課長 菊井佳宏

理事兼地域戦略室長 上島豊

地域戦略室新庁舎・  
大規模改修担当課長 幸雄一

会計管理者兼  
総務課長 中野光二

住民課長 池西昌夫

健康福祉課長 尾谷浩

健康福祉課参事 西口美和

観光・産業振興課長 北浦信行

施設整備課長 日谷順彦

理事  
兼災害復旧室長 城和男

理事 志摩暁

理事 藤本佳奈

教育課長 赤阪秀樹

教育課参事 蔦亜紀朗

8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 報告第1号 平成29年度千早赤阪村一般会計予算繰越明許費繰越  
計算書について

- 日程第 4 報告第 2 号 平成 29 年度千早赤阪村一般会計予算事故繰越し繰越  
計算書について
- 日程第 5 報告第 3 号 平成 29 年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算  
事故繰越し繰越計算書について
- 日程第 6 議案第 30 号 専決処分〔千早赤阪村事務分掌条例の一部を改正する  
条例〕の承認を求めることについて
- 日程第 7 議案第 31 号 専決処分〔職員の分限に関する手続及び効果に関する  
条例の一部を改正する条例〕の承認を求めることにつ  
いて
- 日程第 8 議案第 32 号 専決処分〔職員の旅費に関する条例の一部を改正する  
条例〕の承認を求めることについて
- 日程第 9 議案第 33 号 専決処分〔千早赤阪村税条例の一部を改正する条例〕  
の承認を求めることについて
- 日程第 10 議案第 34 号 専決処分〔訴えの提起〕の承認を求めることについて
- 日程第 11 議案第 35 号 千早赤阪村議会委員会条例の改正について
- 日程第 12 議案第 36 号 千早赤阪村・富田林市一般旅券の申請受理及び交付等  
に関する事務の委託に関する規約の変更に関する協議  
について
- 日程第 13 議案第 37 号 千早赤阪村税条例等の改正について
- 日程第 14 議案第 38 号 災害による被災者に対する村税の減免に関する条例の  
改正について
- 日程第 15 議案第 39 号 千早赤阪村ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例  
の改正について
- 日程第 16 議案第 40 号 千早赤阪村重度障がい者の医療費の助成に関する条例  
の改正について
- 日程第 17 議案第 41 号 千早赤阪村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事  
業の運営に関する基準を定める条例の改正について
- 日程第 18 議案第 42 号 千早赤阪村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に  
関する基準を定める条例の改正について
- 日程第 19 議案第 43 号 千早赤阪村介護保険条例の改正について
- 日程第 20 議案第 44 号 千早赤阪村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営  
並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効

果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

- 日程第 2 1 議案第 4 5 号 千早赤阪村指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の改正について
- 日程第 2 2 議案第 4 6 号 千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の改正について
- 日程第 2 3 議案第 4 7 号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について
- 日程第 2 4 議案第 4 8 号 平成 3 0 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 2 5 議案第 4 9 号 平成 3 0 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について

午前10時00分 開会

○田中議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は7名でございます。定足数に達しておりますので、平成30年第2回千早赤阪村議会定例会を開会いたします。

まず初めに、松本村長より挨拶がございます。

松本村長。

○松本村長 皆さんこんにちは。

やっと6月に入りまして、ちょうど千早から役所へ来る途中の田んぼは全て田植えが終わりました。あとは成長を待つだけというような状況でございます。

私は、ちょうど5月8日から10日間、福祉の先進国でございまして、いわゆる揺りかごから墓場までで有名な北欧の3国を、デンマーク、ノルウェー、フィンランドでございしますが、全国町村会海外地方行政調査団の副団長として訪問してまいりました。学校は大学院まで無料、医療費は無料、大学へ入りますと800ドル相当の手当が出ると。単純に考えて、莫大な費用が必要な国でございます。ただ、消費税は内税で25%、国民の税負担は平均50%ということで、消費税率2%アップができない我が国とはえらい違いやなと感じてまいりました。国民的合意により高福祉、高負担を実行している北欧3国と我が国の違いができるまでには、まだまだ国の成り立ち、歴史的背景、民族性、その他学習すべきことがたくさんあると思いつつまいりました。確かに、我々から見ると夢のような国でございました。

ただいま私どもの村では、庁内郵便局でございますが12月開局を目指して準備中でございますし、新庁舎建設という問題でございますが、遺跡調査が第1段階が終了いたしました。また、こども園の新設問題では保護者説明会の第1回が終了いたしまして、着実に進捗中というところでございます。また、議員の皆さんの協力をいただきながら、できるだけ早く実現していきたいと思っております。

皆さんの協力により、この6月議会もぜひ実りあるものにしたいと思いますので、皆さんの御協力をお願いし、冒頭の挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○田中議長 ありがとうございます。

次に、5月29日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。

関口議会運営委員長。

○関口議会運営委員長 それでは、去る5月29日に開催いたしました議会運営委員会におきまして、今期定例会の上程議案についての審議方法を審査いたしましたので御報告申し上げます。

まず、本日の付議案件は、議事日程のとおり、報告第1号から報告第3号までの報告後、議案第30号から議案第49号までの20議案でございます。

審議方法につきましては、議案第30号から議案第35号までを1議案ごとに本会議において審議することに決しております。議案第36号から議案第49号の14議案は、村長の提案理由及び総括質疑の後、所管の常任委員会に付託することに決しております。議案第39号及び議案第40号は、一括議題といたします。

なお、今期定例会の会期は本日6月5日から6月21日までの17日間と決しておりますので、あわせて御報告申し上げます。

以上でございます。

○田中議長 ありがとうございます。

これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○田中議長 議事日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、4番田村議員、5番千福議員を指名いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日6月5日から6月21日までの17日間といたしたいと思えます。これに異議ありませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日6月5日から6月21日までの17日間と決しました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第3、報告第1号平成29年度千早赤阪村一般会計予算繰越明許費繰越計算書についての報告を求めます。

松本村長。

○松本村長 報告第1号は、平成29年度千早赤阪村一般会計予算繰越明許費繰越計算書についてでございます。

本件につきましては、環境条例策定支援や新庁舎建設関係事業、災害復旧事業等に係る経費について、翌年度へ繰り越したものでございます。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、5月31日付において繰越明許費繰越計算書を調整したもので、御報告

いたすものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○田中議長 詳細説明を菊井人事財政課長。

○菊井人事財政課長 報告第1号平成29年度千早赤阪村一般会計予算繰越明許費繰越計算書につきまして御説明申し上げます。

次のページをお開きください。

平成29年度千早赤阪村一般会計予算繰越明許費繰越計算書でございます。

まず、2款総務費、1項総務管理費、事業名吉年老人憩いの家用地測量登記業務88万3,000円、庁舎敷地筆界特定測量業務400万円、バス方転地整備事業650万円、新庁舎建設関係事業1,583万7,000円、発掘調査業務200万円をそれぞれ全額翌年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費、事業名千早赤阪村環境条例策定支援業務200万円を全額翌年度へ繰り越すものでございます。

続いて、7款土木費、2項道路橋梁費、事業名村道大廻高塚線用地測量及び地図訂正登記業務50万円、村道上東阪線ほか1路線舗装補修工事1,013万5,000円を全額翌年度へ繰り越すものでございます。

13款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、事業名農地災害復旧費398万9,000円、農業用施設災害復旧事業1,506万4,000円、林業施設災害復旧事業3,846万9,000円を全額翌年度へ繰り越すものでございます。

2款公共土木施設災害復旧費、事業名道路橋梁災害復旧事業2,649万6,000円のうち、2,183万円を翌年度へ繰り越すものでございます。道路橋梁災害復旧費本村単分2,143万6,000円のうち、2,005万7,000円を翌年度へ繰り越すものでございます。河川災害復旧事業832万7,000円のうち、791万円を翌年度へ繰り越すものでございます。倒木等撤去業務140万円を全額翌年度へ繰り越すものでございます。なお、各事業の財源内訳は記載のとおりでございます。

主な事業の繰越理由でございますが、新庁舎建設関連事業では周辺家屋との土地境界等の確認に不測の時間を要したことによるものなどがございます。13款の災害復旧費の7事業につきましては、昨年10月の台風21、22号による災害復旧事業で、地元調整や工事材料の調達等に不測の時間を要したことなどによるものでございます。

以上、簡単ではございますが御説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○田中議長 これより報告第1号に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 今繰り越す理由を言っていただきまして、災害復旧の場合は当然のことかと思えます。そして、庁舎関係についても説明をいただきまして、周辺隣家との協議が ok されたためということですが、1つ目の吉年の老人憩いの家についてはどういう理由で ok されたのかお伺いします。

それと、地方債で繰り越す分ですけれども、これは過疎債で利用されるものなのか、その辺お尋ねします。

○田中議長 中野課長。

○中野会計管理者兼総務課長 まず、1件目の吉年老人の憩いの家用地測量業務でございますが、これにつきましては吉年の老人憩いの家の敷地につきまして寄附の申し出がございました。その中で、その底地の用地と村道また隣接等の境界の確認等に時間を要しているということから繰り越すものでございます。

以上でございます。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 地方債につきましても過疎対策事業債です。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 地方債については、予算のときに計上されてたときに、そういうことで説明をいただいておりますが、繰り返しで申しわけありませんでした。

それから、吉年の件ですが、そういう申し出があって、その後順調に事が進むのかどうか、見通しとしてお尋ねします。

○田中議長 日谷課長。

○日谷施設整備課長 吉年の老人憩いの家の寄附の件とちょっと関連する部分があるんですけども、ちょうど真ん中あたりに村道大廻高塚線用地測量及び地図訂正登記業務というのがあるんですけども、ちょうどその老人憩いの家の前が大廻高塚線という道路になります。当然、その老人憩いの家の敷地を確定するというのに当たっては、隣接する隣接者との境界も確定必要ですし、またその村道敷との境界確定も必要になってくると。

この大廻高塚線の用地測量の部分につきましては、ちょっとある相手方から、いわゆる一部内務省名義の国有地がございまして、その払い下げをお願いしたいというような申し出もございまして、その関連でいわゆる村道の部分とそれから内務省の土地がどこにあるかということの確定も必要になってきたというようなことで、老人憩いの家の敷地の部分

と村道敷あるいは内務省の土地の部分等々、一連でちょっと関連する部分がありましたので、一定ちょっと時間が今かかっているということで、今相手方との協議を進めているということで、できるだけ速やかに解決していきたいというふうに考えております。

以上です。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 1つ出てきましたら、そういうことで敷地の問題で、境界の問題でいろいろと後々に問題が出てくることもありますので、この件につきましてもわかってはる人がいてはる間に、きちりと境界を確定していただいて、憩いの家につきましても順調に事が運びますように、ぜひお願いしときたいと思います。

○田中議長 要望でいいですか。

○関口議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ほかにないようですので、これにて質疑を終結いたします。

それでは、報告第1号平成29年度千早赤阪村一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について御了承願います。

~~~~~

○田中議長 議事日程第4、報告第2号平成29年度千早赤阪村一般会計予算事故繰越し繰越計算書についての報告を求めます。

松本村長。

○松本村長 報告第2号は、平成29年度千早赤阪村一般会計予算事故繰越し繰越計算書についてでございます。

本件につきましては、災害復旧事業に係る経費について地元調整等に不測の時間を要したことにより、年度内に事業が完了することができなくなったため翌年度へ繰り越したものでございまして、地方自治法施行令第150条第3項の規定において準用する同令第146条第2項の規定により、5月31日付において事故繰越し繰越計算書を調製いたしましたもので、御報告いたすものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○田中議長 詳細説明を菊井人事財政課長。

○菊井人事財政課長 報告第2号平成29年度千早赤阪村一般会計予算事故繰越し繰越計算書につきまして御説明申し上げます。

次のページをお開きください。

平成29年度千早赤阪村一般会計予算事故繰越し繰越計算書でございます。

13款災害復旧費、1項農林水産業施設災害復旧費、事業名農地災害復旧事業105万7,320円を全額翌年度へ繰り越すもので、全額一般財源でございます。繰越理由につきましては、農地土砂撤去工事におきまして、搬出経路や搬出方法など地元調整に不測の時間を要したことなどにより年度内に完了することができなくなったものでございます。

以上、簡単ではございますが御説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○田中議長 これより報告第2号に対する質疑に入ります。

田村議員。

○田村議員 こちらの農地災害復旧事業、農地土砂撤去工事についてなんですけど、これ具体的に場所はどちらになるんでしょうか。

○田中議長 北浦課長。

○北浦観光・産業振興課長 大字二河原辺地内ですけれども、奉建塔の所在する村有地の西側斜面になります。そこが斜面が崩れてお隣の水田に土砂が流れ込んだという状況です。

以上です。

○田中議長 いいですか。

関口議員。

○関口議員 先ほどの繰越明許と違って、事故繰越明許ということなんですけれども、初めて聞く言葉なんですけど、先ほどの繰越明許と今回の事故繰越というのとはどういう違いがあって、村長が根拠を法のこととも言われましたけれども、その辺の、なぜ事故繰越になるのか、その辺をちょっとわかりやすく教えてください。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 繰越明許費と事故繰越ということでございますが、両方とも不測の事態というような形では言うておりましたけど、簡単に言えば、繰越明許費のほうにつきましては、ある程度最初から繰り越しを想定してたような事業でございまして、この件につきましては全て3月議会の補正予算15号で繰越明許費補正として既に上程しております、今回計算書という形で報告のほうをさせてもうてます。

続きまして、第2号の二河原辺地内のその分につきましては、それはもういわゆる本当なら年度内に最初から終わらせるつもりでしたが、いわゆるこの搬出経路等に不測の事態を要したということで、そういう表現がいいんかどうかわかりませんが、想定外におくれ

てしまったというような形で事故繰越というふうな形で、簡単に言えばそういった形につくらせてもうてます。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 さっき出た繰越明許は、ある程度の繰り越すことも考えられるというもとでやってると。しかし、これは事故繰越というのはそうした予測もない中で起きたものやと。これが、私初めて聞きますので、後々これが以前のように監査でどうこうというようなことがないのかどうか、その辺がちょっと心配なんで、その辺は大丈夫なんでしょうね。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 第2号のほうにつきましては、3月議会時点ではちょっと把握できてなかった、終わるような現状でしたんで、3月議会のほうの補正予算15号のほうでも計上しておりませんでしたので、今回出させてもらいました。

そして、この事故繰越の件につきましては、もう既に年度内に支出負担行為とかという行為はなされておりますので、工期が延びることによりましての、いろいろ農耕のほうには影響が出るかもわかりませんが、契約上につきましては問題ないような事業となっております。

以上でございます。

○田中議長 いいですか。

ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ほかにないようですので、これにて質疑を終結いたします。

それでは、報告第2号平成29年度千早赤阪村一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について御了承願います。

~~~~~

○田中議長 議事日程第5、報告第3号平成29年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算事故繰越し繰越計算書についての報告を求めます。

松本村長。

○松本村長 報告第3号は、平成29年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算事故繰越し繰越計算書でございます。

本件につきましては、金剛山ロープウェイ搬器ラッピング工事において、自然公園内での事業であることから、必要なデザインの調整に時間を要し、年度内に完了することがで

きなくなったため翌年度へ繰り越したものでございまして、地方自治法施行令第150条第3項の規定において準用する同令第146条第2項の規定により、5月31日付において事故繰越し繰越計算書を調製いたしましたので、御報告するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○田中議長 詳細説明を北浦観光・産業振興課長。

○北浦観光・産業振興課長 報告第3号平成29年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算事故繰越し繰越計算書について御説明を申し上げます。

2枚目の計算書をごらんください。

2款観光事業費、1項側道事業費、事業名搬器ラッピング事業、繰越金額は138万5,640円で、財源内訳は全額一般財源でございます。事業内容でございますが、金剛山ロープウェイの客車については平成28年度にロープウェイ開業50周年事業としてラッピングを実施いたしました。ラッピング内容が50周年の特別事業であることから、通常のラッピングとして村内の自然風景の写真に変更するものでございます。繰越理由といたしましては、自然公園内での事業であることから、大阪府知事の許可が必要であり手続をしておりましたが、契約後写真をラッピングに加工する際、写真の拡大が必要となることから、画素数の都合上、当初予定していた写真が使用できないことが判明し、新たな写真に変更することとなりました。ラッピングデザインを修正し、改めて大阪府からデザインの承認を得てシートの印刷にかかる必要があり、調整に時間を要し年度内に完了することができなくなったものでございます。

以上、簡単ではございますが報告第3号の説明とさせていただきます。

○田中議長 これより報告第3号に対する質疑に入ります。

千福議員。

○千福議員 本件の提案理由で、自然公園内での事業云々で、大阪府との手続等の今御説明を頂戴しました。一応年度内はちょっと無理であったということなんですけども、30年度に入りまして、やはりロープウェイ、そして金剛山、登山客です。4月末からそしてまた5月初めのゴールデンウィークにはちょっとたくさんお見えになられたことかと思えます。そういう意味で、連休までの工事がなぜできなかったかちゅう部分がちょっと残念でなりません。その上、ゴンドラのほう、ラッピングの入れかえという形の部分でありますけども、写真の画素数とかちゅう部分に含めましては、やはりきちっとしたデータの管理ですね、いろんな分野にも及ぼうかと思えますけども、管理体制をきちっとしていただく中で対応をしていただきたいというような感じがしました。ゴールデンウィーク等々に

つきましては、最近村内の体制としまして、よりスピーディーな行動とかちゅうふうな言葉をたびたび発せられております。そういう村においても、観光事業を重点置かれている部分がたくさんあるかと思っておりますので、そういう部分において、なぜそういう時期も考慮しながらの対応ができなかったかちゅう部分をちょっとお尋ねしたいと思います。よろしくをお願いします。

○田中議長 北浦課長。

○北浦観光・産業振興課長 実際のラッピングの施工工事につきましては、5月9日、10日、2日間かけて工事を完了しております。もう少し早くできればよかったんですけども、大阪府さんとの協議の中で、大阪府さんのほうでも担当の異動等がありまして、少しちょっと時間がかかったというところで、4月中に施工できなかったという状況でございます。

以上です。

○田中議長 いいですか。

○千福議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

田村議員。

○田村議員 ちょっと細かいことで恐縮なんですけれども、画素数が足りなかったということで、大体もともとどの程度の画素数を用意しておられたのか。また実際にはどの程度の画素数が必要であったのか。わかる範囲で結構ですでお伺いしたいと思います。

○田中議長 北浦課長。

○北浦観光・産業振興課長 画素数についての御質問でございますけれども、申しわけありませんが、正確な画素数というのはちょっと今記憶してないんですけれども、ただ今回、写真をロープウェイの搬器の大きさまで拡大するというので、通常の写真とかポスター程度よりもかなり大きな拡大をするということで、こちらも想定していた以上にやはり画素の細かさが必要になったということで、写真の入れかえが必要になったということでございます。

以上でございます。

○田中議長 いいですか。

○田村議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ほかにないようですので、これにて質疑を終結いたします。

それでは、報告第3号平成29年度千早赤阪村金剛山観光事業特別会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について御了承願います。

~~~~~

○田中議長 議事日程第6、議案第30号専決処分〔千早赤阪村事務分掌条例の一部を改正する条例〕の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第30号は、平成30年3月31日付で専決処分いたしました千早赤阪村事務分掌条例の一部を改正する条例について議会の承認を求めるものでございます。

本議案は、組織機構改革を行い、村の課題に対して迅速かつ的確に対処していくための条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○田中議長 詳細説明を菊井人事財政課長。

○菊井人事財政課長 議案第30号専決処分〔千早赤阪村事務分掌条例の一部を改正する条例〕の承認を求めることにつきまして御説明申し上げます。

今回の条例の一部改正につきましては、生活基盤であります村道や林道などの災害復旧工事をより一層加速化させ、効率的に工事を遂行するために災害復旧室を設置する必要があることから、事務分掌条例の一部改正を専決処分させていただいたものでございます。

それでは、新旧対照表により御説明申し上げます。

新旧対照表の1ページをお開きください。

第1条の改正でございます。「次の課を置く」のところに「室」を追加し、「施設整備課」の次に「災害復旧室」を新たに設置するものでございます。

第2条では、施設整備課の項中、第2号の公共土木及び農林施設災害復旧事業に関することを災害復旧室の項中第1号に移動する改正でございます。

附則としまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第30号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第30号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第30号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第7、議案第31号専決処分〔職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例〕の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第31号は、平成30年5月18日付で専決処分いたしました職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について、議会の承認を求めるものでございます。

本議案は、長期にわたり休職している職員の復職等について、千早赤阪村職員復職審査会を新たに設置し、産業医等が調査審議を行うため条例改正するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○田中議長 詳細説明を菊井人事財政課長。

○菊井人事財政課長 議案第31号専決処分〔職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例〕の承認を求めることにつきまして御説明申し上げます。

今回の条例の一部改正につきましては、任命権者が長期休職者の復職の可否について意

見を求めるための職員復職審査会を設置するものでございます。休職者の復職につきましては、従来主治医の診断書で任命権者が判断しておりましたが、長期にわたり休職をした職員が復職する場合は、休職期間中のリハビリ出勤の状況や産業医の見解など、あらゆる方面から復職の可否の審議を行う必要があることから、条例の一部改正を専決処分させていただいたものでございます。

それでは、新旧対照表により御説明申し上げます。

新旧対照表の1ページをお開きください。

第2条第1項中で、「後任しもしくは免職する場合」を「後任する場合」と改めるものでございます。

第4条から第6条につきましては、条を1条ずつ繰り下げ、新たな第3条として職員復職審査委員会についての規定を加えるものでございます。第1項では、千早赤阪村職員復職審査会を置くことを定めておまして、第2項では任命権者は職員を復職させる場合、必要に応じて職員復職審査委員会に審査を依頼し、第3項では任命権者が職員を免職する場合は職員復職審査会の意見を求めることを定めております。第4項では、その他必要な事項を規則で定めることとしております。

附則としまして、公布の日から施行し、平成30年5月1日から適用するものでございます。

以上、簡単はでございますが御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 長期休職者が復職するに当たっての条例改正なんですけれども、長期休職者、その長期というのはどれぐらいに当たるのか。それと、今この対象となる人が現在おられるのか、お尋ねします。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 長期休職者というのは、一応2年以上を想定しておまして、現在2年以上休職されてる方が2名いてるという状況でございます。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 2年以上休職されている方が2名おられると。それから、そうでなくても数カ月、2年以内の人もおられると思うんですけど、今そういうことで何人か、その2名以外にも休職されてる方は何人おられるのか、この際お聞きしたいと思います。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 先ほど2年以上は2名で、半年ぐらい休職されている方が現在1名おられます。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 今公務員に限らずですけれども、精神的になかなかすっきりできないという方が、特に公務員の場合はいろいろと問題になることもあって、こうした今回居てられる復職しても行けるんかかどうかというようなことで、いろいろ体制をつくっていただくわけですが、審査会の人数は今産業医も含めてということでしたが、その辺何人置かれるのか、お尋ねします。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 審査会のほうにつきましては、規則で定めるということになりますけど、現在4人を想定しております。必要に応じてまたいろいろと状況を聞くために、そこに担当課長なり所属長を呼んだりする場合がありますけど、委員としては一応4名を想定しております。

以上でございます。

○田中議長 千福議員。

○千福議員 復職審査会において、復職が認められた場合は、元おられた職場に復帰するかどうかです。それと、その方が昇級、昇格、その時点でいろんなテストとか昇級試験とかあろうかと思えますけど、その辺の影響等はどのような考えとか。最終的に、退職に当たってその期間がカットされるのかどうかとか。そういう部分をちょっとお尋ねしたいと思えます。よろしくお願ひします。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 一応、休職中にリハビリ出勤というような形で、試し出勤というような形、そういった形で出勤してもらうのが一応今、休む前の職場で原則しております。そして、そこで審査会なり、そして任命権者が復職可能とした場合につきましては、原則またもとの職に戻るとというのが原則でございます。ただ、そのためのリハビリ期間中に、やはり人間関係こみいつているようないろんなことも考えますけど、基本的には原則もとの課に戻るとというのがございます。そして、あとその職というんですか、例えば係長なり課長なり、それにつきましてやはり、その辺がそれに耐え得るんかどうかちゅうのをいろいろ判断させてもらいまして、場合によったら本人からの申し出の希望で降任される場合もありますやろうし、また復職してからやはりこの職には耐えがたいということがこ

ちらで判断できたら、まあ言うたら分限降任とか、そういったことも考えていかなければならないと思いますが、原則同じ課で同じ階級で戻るといふことにはなっています。

以上でございます。

○田中議長 千福議員。

○千福議員 その休職期間の2年間は勤続年数に含まれますか。その辺の対応はどうですか。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 休職については最大3年できますので、その辺につきましては最初の1年は98掛けとかという形になりますけど、あくまでもその後の2年目からは給料は払いませんが、職員ということには間違いはないので、いわゆる勤続年数に入ります。ただ、退職金の計算とかをするところの、その辺で若干違いがあったかなと思うんですけど、ちょっとその辺即答できません、申しわけございません。

○田中議長 清水副村長。

○清水副村長 おっしゃっているのは、給料の調整と退職金の影響だと思います。給料の調整は復職調整ということで、3年丸々休んでるから全く上がらないということじゃなくて、一定期間、2分の1とか3分の1とか事情によって違うんですよね。病気休職であったり育児休業であったり、率は違いますけど一定調整はします。退職金の場合も、全期間じゃないですけど2分の1とか、場合によっては懲戒処分を受けているような場合は、停職なんかは全期間を除算するというので、退職金にはもちろん影響が出ます。

○田中議長 いいですか。

○千福議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

田村議員。

○田村議員 この件についてなんですが、お聞きしたいのは、なぜ議会の議決を得るのではなく専決処分という形になったのか。その点について、専決処分に至った理由というのを聞かせください。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 専決処分ということで、できましたら3月議会ぐらいには、本来なら専決はなしに提案するのが本来でございましたが、本人等々現在休職されているという方の状況をやはりいろいろ面談等はその期間もさせてもうてまして、そういった中でやはり復職したいという意向もございまして、そういった中でいろいろ考慮しましたら、やはりこういう単なる任命権者だけではなく、こういった産業医とか幅広いやっぱり意見を聞

いたほうがいいではないかという判断をさせてもらうのがちょっと遅かったので、この時期にちょっと申しわけないですけど、専決処分というような形でさせてもらいました。

以上でございます。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 それは6月議会に上程するわけにはいかなかったということなんですかね。

○田中議長 副村長。

○清水副村長 そもそもこれ見ていただくと、村の分限条例の中にはこういう審査会の規定というのはないわけですよ。だから今回改正をさせていただくと。人事院もそうですし、大阪府なんかもそうですけど、メンタル職員が復職する場合は厚労省の指針と手引きというのが出てまして、その中で今課長が答弁しましたように、いきなり復職するんじゃなくて、まず試し出勤をします。これは、本人同意のもとに、もちろん給与も無給ということで試し出勤をします。医師には、本人は3カ月に1回かかって、医師の診断書は出てきます。もちろん復職できるということであれば、復職可能という診断書が出てきますけど、あくまで精神科医が診てるというのは、その人の日常生活しか見てないわけですよ。だから、日常生活では行けても、職場に来て業務がちゃんとできるかどうかというのは、これはあくまで任命権者がためし出勤の状況を見ながら判断をしていくと、こういうことになります。

なぜ専決したのかということですが、さっき2人長期休暇してるというふうに申し上げましたが、1人が既に5月の連休前から試し出勤をしております、本人の希望としてできるだけ早いこと復職をしたいということがございましたので、6月議会に上程をしてるということでは間に合わないということで専決をさせていただいたということでございます。

○田中議長 いいですか。

田村議員。

○田村議員 よくわかりました。ありがとうございます。

審査会のメンバーが現在4名を想定しておられるということで、規則で別に定めるということなんですけど、その審査会、委員の方の構成というのはどういう形で考えておられるのかお聞かせください。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 審査会につきまして、一応人事財政課長と人事担当の課長代理ですね。それにあと本村の場合産業医というのが1名おられまして、そして衛生管理者1名の合計4人で審査会のほうを構成しております、必要に応じて所属長なりいろんな方から

その場で状況を聞くというような制度になっております。

以上でございます。

○田中議長 千福議員。

○千福議員 産業医と先ほど御回答あったんですが、どちらの医院さんに当たるのか。それと、この元職の課長さんもその医院さんのほうには入っておられないんですか。そのことをお伺いしたいと。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 産業医につきましては、本村、村の診療所の先生、医者になっております。医者やったら誰でもということではなし、そういった産業医の資格を持っておられる方ということでございますので、今回村の診療所、4月から来てくれはる先生についてはそういう資格がある方で、その方をお願いしております。

そして、その元の職の所属長についてはやはりその方の上司でもあるというような形から、一応メンバーからは外しております。

以上でございます。

○田中議長 いいですか。

○千福議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

田村議員。

○田村議員 今回のこの復職審査会なんですけれども、どのタイミングで招集を判断されるのか。また、復職が認められなかった場合はどうなるのか、お伺いしたいと思います。

○田中議長 菊井課長。

○菊井人事財政課長 復職審査委員会のほうには、一応リハビリ出勤ですが試し出勤というのをさせてもうてますんで、そのいわゆるある程度状態がわかってきた段階で審査会のほうを開きまして、そして任命権者のほうに報告のほうをさせてもろて、そしてまた、まだ足りないところ等々あれば、また審査委員会のほうをまた開くなりのことを考えております。

そして、反対に復職が認められなくて任命権者も認められない場合で3年を超えた時点では、もう超えた時点で分限免職というような形になります。

以上でございます。

○田中議長 いいですか。

ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。

議案第31号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第31号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第31号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第31号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第8、議案第32号専決処分〔職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例〕の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第32号は、平成30年3月30日付で専決処分いたしました職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、議会の承認を求めるものでございます。

本議案は、職員の旅費に関しては国家公務員等の旅費に関する法律に基づいて整備しております。このたび文部科学省から村に職員の派遣が決定したことにより、条例の見直しを図るものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○田中議長 詳細説明を菊井人事財政課長。

○菊井人事財政課長 議案第32号専決処分〔職員の旅費に関する条例の一部を改正する

条例]の承認を求めることについて御説明申し上げます。

今回の条例の一部改正につきましては、国の地方創生人材支援制度によりまして、国のほうから職員の派遣が決定したことによりまして、国家公務員等の旅費に関する法律に基づき移転料を支給する必要があることから、職員の旅費に関する条例の一部改正を専決処分させていただいたものでございます。

それでは、新旧対照表により御説明申し上げます。

新旧対照表の1ページをお開きください。

第6条第1項で宿泊料の次に移転料及び扶養親族移転料を新たに追加するものでございます。

第6項では、路程により移転料を支給することを定めております。

第7項では、扶養親族移転料を支給することを定めております。

第19条では、移転料及び扶養親族移転料は国家公務員の例に準じて支給することを定めております。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、簡単はでございますが御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第32号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第32号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第32号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第32号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第9、議案第33号専決処分〔千早赤阪村税条例の一部を改正する条例〕の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第33号は、平成30年3月31日付で専決処分いたしました千早赤阪村税条例の一部を改正する条例について、議会の承認を求めるものでございます。

本議案は、平成30年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い改正するもので、法人の村民税への申告納付等の規定や、わがまち特例の割合を定める規定及び平成30年度評価がえに伴う固定資産税の負担調整措置の延長など、所要の条例改正について専決処分させていただいたものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○田中議長 詳細説明を中野総務課長。

○中野会計管理者兼総務課長 それでは、議案第33号専決処分〔千早赤阪村税条例の一部を改正〕について御説明申し上げます。

新旧対照表をごらんください。

まず、1ページの第20条から4ページの第47条の5までの改正につきましては、法律改正によります適用条文の条ずれや字句の改正でございます。

次に、5ページの第48条の第2項でございますが、国内に本店等を置きます内国法人の外国関係会社につきまして、また第3項につきましては特殊関係株主等である内国法人につきまして、いずれも租税特別措置法の規定により外国法人税の特例を受ける場合について、課税対象として政令で定める額を法人税割から控除する規定を追加するものでございます。

次に、6ページの第4項から7ページの第9項までにつきましては、法律改正による適用条文の条ずれの改正でございます。

次に、8ページの第52条第2項でございますが、法人税額の修正申告書の提出があった場合について、また第3項については、税額を増加させる更正があった場合につきまし

て納付期限を延長した場合の延滞金の計算について、当初の納付があった日から申告書の提出期限までの期間を控除する旨を追加するものでございます。

次に、9ページの第5項につきましては、連結法人税額の修正申告の提出があった場合について、次の第6項につきましては税額を増加させる更正があった場合について、先ほどの第2項、第3項と同様に、納付期限を延長した場合の延滞金の計算につきまして、当初の納付があった日から申告書の提出期限までの期間を控除する旨を追加するものでございます。

次に、10ページの第53条の7から12ページの附則第4条までにつきましては、法律改正によります適用条文の条ずれや字句の改正でございます。

次に、第10条の2、第1項から14ページの第21項までにつきましては、わがまち特例によります規定でございまして、国の参酌基準の見直しや対象施設が細分化されたことによりまして、参照条文の改正を行うものでございます。

次に、第10条の3、第1項から17ページの第11項までの改正につきましては、法律改正によります適用条文の条ずれの改正でございます。

次に、第12項につきましては、バリアフリー改修が行われました劇場や音楽堂に係ります税額の減額措置が国のほうで創設されましたので、その適用を受けるとする場合について、1ページの第1号から第6号に掲げます内容を記載した申告書を提出することを義務づける規定を追加するものでございます。

次に、18ページの第11条から22ページの第15条第2項までにつきましては、平成30年度の評価がえに伴いまして、現行の土地に係ります固定資産税の負担調整措置について、それぞれ平成32年度まで3年間延長する旨の規定でございます。

附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から施行するものでございます。

第2条は村民税に関する経過措置、第3条につきましては固定資産税に関する経過措置を設けるものでございます。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

関口議員。

○関口議員 法律の改正によってさまざま出てきましたけれども、二、三、お尋ねしますが、本村にかかわりがあるのかどうかの分についてお尋ねします。

48条の内国法人というのがちょっと何か変わるみたいですけど、これとか、それとか連結法人ってうちの村にそういう対象があるのかどうか。それから、わがまち特例という

のは、うちはわがまち特例というのはまだないかと思うんですけれども、その辺でうちの村に関係するのがあるのかどうか。今言うたところでお尋ねします。

○田中議長 中野課長。

○中野会計管理者兼総務課長 内国法人につきましては、国内に本店を置きます会社の子会社等で海外に拠点を置く場合、法人税ですので、村におきまして現在適用しているような例はございません。また、わがまち特例につきましても、今現在村で適用できるような内容というのはないということでございます。

以上でございます。

○関口議員 もう一つ、連結法人の質問。

○中野会計管理者兼総務課長 済いません、連結法人も同様に適用は今のところございません。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 これによって、村がこの条例改正によって収入に影響するというのはないということですね。

○田中議長 中野課長。

○中野会計管理者兼総務課長 今のところ適用しているような案件がございませんので、特に影響はないということでございます。

○田中議長 いいですか。

○関口議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第33号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第33号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第33号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第33号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第10、議案第34号専決処分〔訴えの提起〕の承認を求めることについてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第34号は、平成30年2月20日付で専決処分いたしました訴えの提起について、議会の承認を求めるものでございます。

本議案は、旧富田林高等学校千早赤阪分校跡地の有効活用及び適正な財産管理を図るためには隣接地との境界を確定する必要がありますが、相手方の同意が得られなかったことから、隣接する土地との境界確定について訴えを提起するため、専決処分させていただいたものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御承認の上、御承認賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○田中議長 詳細説明を中野総務課長。

○中野会計管理者兼総務課長 それでは、議案第34号専決処分〔訴えの提起〕について御説明申し上げます。

本議案は、旧富田林高等学校千早赤阪分校跡地の境界確定訴訟を提起するに当たりまして、平成30年2月20日付で専決処分をかけたものでございます。本来でありますと、3月議会で報告するべきところでしたが、報告が遅くなりましてまことに申しわけございませんでした。

まず、訴訟の相手方でございますが、隣接地が共有名義となっていることから、千早赤阪村村内に住所を有する2名、また富田林市内に住所を有する1名の合計3名を相手方とするものでございます。

次に、事件名は旧大阪府立富田林高等学校千早赤阪分校跡地境界確定請求事件でございます。

請求の趣旨でございますが、次ページの図面をごらんください。

ちょうど地図の下側が、村道から入ってきました正門のところに当たりますが、図面の赤線部分につきまして今回土地の境界として確定すること、また補償費用を被告らの負担とするものの判決を求めるものでございます。

本件の概要でございますが、土地の有効活用及び適正な財政管理を図る観点から、平成21年3月に境界確定の同意を求めましたが、同意を得ることができませんでした。その後も、繰り返し話し合いの場を設けてまいりましたが、理解を得ることができなかつたため、平成26年9月1日に被告らを相手方として、富田林簡易裁判所に対し境界確定の調停を申し立てたところでございますが、同年11月26日に調停は不成立となりました。本村といたしましては、このまま放置することができず、境界を確定するには訴訟もやむを得ないということから、筆界を特定するため、平成28年7月6日に大阪法務局に対しまして筆界特定申請書を提出し、同年7月22日に筆界特定がなされたことから、この筆界特定を境界と確定するため、平成30年3月2日に大阪地方裁判所堺支部に訴状を提出したものでございます。

訴訟に当たりましては、代理人弁護士として顧問弁護士を選任いたしております。また、判決の結果、必要がある場合には上訴することとし、この訴えにおきましては必要があるときは適当と認める条件で相手方と和解することができるものとしてございます。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

井上議員。

○井上議員 この場所に関してなんですけど、もうかなり昔から何かいろいろ意見があったように聞き及びます。今回、裁判ということになるんですけど、それまでの細かい経緯について私たちちょっと余り知らないの、その辺に関して後日でも結構ですんで、書面にてまた教えていただきたいと思います。

以上です。

○田中議長 いいですか、後日。

井上議員、後日でいいですね。

○井上議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

関口議員。

○関口議員 2月20日に訴えを、専決処分をやってるんですけど、先ほど、本来3月議

会で提案するべきやったものができなかつたと。その理由については言われませんでしたけれども、なぜ3月議会で出さなかつたのか。その詳しい理由をお尋ねします。

○田中議長 中野課長。

○中野会計管理者兼総務課長 この件につきましては、1月の臨時議会におきまして裁判の費用について補正予算で議決をいただいております。それにつきましては、こちらの認識の違いということで、本来なら訴えの提起について議決するところでしたが、その辺の説明が漏れていたということで、今回の時期になったということでございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 いろんな理由があつての裁判になるんですけれども、村が裁判を起こすということ、非常にこれまでにないことなんでね。やっぱり3月議会あるいは臨時議会でも開いていただいてやるべきではなかつたかと私は思います。

その上でお尋ねしますけれども、訴えの相手方が3人おられますが、3人おられてお二人は村内におられ、1人はもう富田林の方ですけれども、想像しますと、当初の何十年も前の相続人さんではなかつたかと思ひますけれども、これまで何回も協議をされてきましたけれども、3人さんの方と協議をされてきたのかどうか、お尋ねします。

○田中議長 中野課長。

○中野会計管理者兼総務課長 所有者としましては3名さんございますが、主に村として協議をしてきたのは代表者1名の方と協議をしてきたところでございます。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 あと2人の方については、直接お会いされていないような今の答弁ですけど、その辺はどうなんですか。

○田中議長 中野課長。

○中野会計管理者兼総務課長 2人の方につきましても、過去には直接交渉はさせていただいておりますが、その結果、約1名の代表者の方に今後は任せるといふような話がありましたので、それ以降については代表者の方とは協議をしてきたということでございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 今回訴えを起こすに当たつてのことについても、ほかの2人には直接その話は行つておられないのでしょうか。

○田中議長 中野課長。

○中野会計管理者兼総務課長 訴訟を提起するに当たりまして、事前に代表者の方とも交

涉いたしまして、このままで行くとうちとしては訴訟をしていきたいというふうな説明をさせていただいております。また、あとの方につきましても提起する前に電話のほうでこういったことを説明いたしまして、村としてはうちから提起させてもらうということで、事前に説明をさせてもらっております。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 そしたら、あとの2名の方も訴えが行われて、そして裁判もやるんやということは周知なわけですね。

それで、聞くところによりますと、本来水路があったものが変更されてるというような話も聞いたんですけれども、実際この水路を使って下のほうで耕作をされている方は何人おられるのか、お尋ねします。

○田中議長 北浦課長。

○北浦観光・産業振興課長 今回の案件の赤線の部分の右側を水路が通っております。この水路につきましては、桐山のオオイジ水路の末端水路と思われまして、ただ、受益者等はちょっとこちらでは詳細を把握しておりませんが、大体地形から考えますと五、六件受益者がおられるかと考えられます。

以上です。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 境界が確定したら水路をどうするのかということなんかも出てくるかと思うんですけれども、その辺の話は出ていますか。

○田中議長 中野課長。

○中野会計管理者兼総務課長 今後の土地利用につきまして、今現在まだ確定はしておりません。実際、土地利用が決まった段階で当然開発等の許可もなってきますので、その段階でその他と協議いたしまして、必要な手続がありましたら、そのときについては順番に進めていきたいというふうに考えております。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 現在は、水路が別のところで水路を利用されてるというようなことなんですけれども、現実には耕作している方は、今影響のある方は5人ほどおっしゃってましたけれども、実際この下で耕作されてる方はおられるのでしょうか。

○田中議長 北浦課長。

○北浦観光・産業振興課長 正確な情報ではないんですけれども、この境界地の右側にいる水路を実際使われてるように考えております。

以上です。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 今回の訴えの中で、いろいろ古い昔の話もあるようなことが出ておりますけれども、今村のほうは訴えをする理由について、境界確定に同意を得られなかったので、それを確定するために訴えを起こしたと。それだけの理由ではないのではないかなというようなこともあちこちから聞かれてきますけれども、境界確定されたら、話がこっち行ってあっち行って申しわけないですが、水路のほうも関係者の人との協議もしていただいて、きっちりこの水路についても後々もめないように協議していただきたいと思うんですけど、その辺は大丈夫ですか。

○田中議長 中野課長。

○中野会計管理者兼総務課長 まず、今回の提起についてございますが、過去にも分校跡地の有効利用につきまして数件の相談というのがございました。ただ、やはりその境界が確定しないということからネックとなっておりまして、それ以降そういった土地利用の話が進んでなかったということから、村としましては、やはり有効利用を図るために境界を確定したいということで裁判を今回提起するものでございます。

水路につきましては、今現状この地図のほう、右のほうに薄くちょっとラインが入っておりますが、公図上青線の水路が残っておりますが、実態としてグラウンドの中には水路はございません。また、土地利用に当たりましては当然開発の許可が必要になってまいりますので、大阪府と協議の上、必要な手続がもしあれば、水路についても今後手続を踏んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 いろいろ過去のこともなんかも出てくるとかと思うんですけれども、もう私たち古い話のことでわからないことばかりですので、これは司法の場で決定を下すことになるかと思いますが、それ以後につきましてやっぱり水路の関係とかはきっちりしていただきたいなということをお願いいたします。

○田中議長 要望でいいですか。

○関口議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第34号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第34号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第34号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第34号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり承認することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第11、議案第35号千早赤阪村議会委員会条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

山形議員。

○山形議員 それでは、提案を申し上げます。

議案第35号千早赤阪村議会委員会条例改正について、地方自治法第112条の規定により提案するものでございます。

平成30年6月5日提出。千早赤阪村議会議長田中博治殿。提出者、千早赤阪村議会議員山形研介。賛成者、千早赤阪村議会議員関口ほづみ、同じく井上浩一、田村陽、千福清英、藤浦稔です。

今回の改正は、事務分掌条例の改正により災害復旧室が設置されることによる改正で、内容といたしまして文教建設常任委員会の所管に災害復旧室を加えるもので、この条例は公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用するものでございます。

以上、提案の理由並びに説明といたします。御決議よろしくお願いを申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第35号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で決議することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第35号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第35号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第35号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩に入ります。

35分より再開をいたします。

午前11時25分 休憩

午前11時35分 再開

○田中議長 再開いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第12、議案第36号千早赤阪村・富田林市一般旅券の申請受理及び交付等に関する事務の委託に関する規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第36号は、千早赤阪村・富田林市一般旅券の申請受理及び交付等に関する事務の委託に関する規約の変更に関する協議についてでございます。

本議案は、平成26年10月1日から一般旅券の申請受理及び交付等事務を富田林市に委託しておりますが、平成30年9月30日付の大阪府証紙の廃止により、同年10月1日から現金による手数料徴収が加わります。これに伴い、規約の変更に関する協議を行うものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第36号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第13、議案第37号千早赤阪村税条例等の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第37号は、千早赤阪村税条例等の改正についてでございます。

本議案は、平成30年3月31日に地方税法等の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

内容については、たばこ税の税率を段階的に引き上げる改正、加熱式たばこの区分の創設、わがまち特例の割合を定める規定において、生産性向上特別措置法の施行の日から平成33年3月31日までの間に認定先端設備等導入計画に基づいて行われた中小企業の設備投資について、固定資産税を軽減する規定の創設による改正でございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由並びに説明といたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第37号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第14、議案第38号災害による被災者に対する村税の減免に関する

る条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第38号は、災害に対する被災者に対する村税の減免に関する条例の改正についてでございます。

本議案は、農業災害補償法の一部を改正する法律が平成30年4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正をするものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明といたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第38号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第15、議案第39号千早赤阪村ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の改正について及び議事日程第16、議案第40号千早赤阪村重度障がい者の医療費の助成に関する条例の改正についての2議案を一括議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第39号及び議案第40号は、千早赤阪村ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の改正、千早赤阪村重度障がい者の医療費の助成に関する条例の改正について、関連いたしますので一括提案するものでございます。

本議案は、所得税法等の一部を改正する等の法律の改正に伴い、条例の整備を行うための改正でございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明といたします。

○田中議長 これより2議案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて2議案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第39号及び議案第40号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第17、議案第41号千早赤阪村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第41号は、千早赤阪村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正についてでございます。

本議案は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、千早赤阪村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の認定こども園に関する基準の参照箇所を改正するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明といたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第41号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第18、議案第42号千早赤阪村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第42号は、千早赤阪村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正についてでございます。

本議案は、平成30年3月31日に放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第42号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、文教建設常任委

員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第19、議案第43号千早赤阪村介護保険条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第43号は、千早赤阪村介護保険条例の改正についてでございます。

本議案は、介護保険法施行令において特別控除額の記載箇所が変更されたことに伴い、介護保険条例内の参照箇所を改正するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明といたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第43号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第20、議案第44号千早赤阪村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第44号は、千早赤阪村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてでございます。

本議案は、本条例の全部改正でございまして、指定委託サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行により、指定介護予防支援の実施事業者が連携をとらなければならない範囲が拡大することとともに、その基準について今後国基準を参酌し適宜対応することができるよう、本条例の全部を改正し、所要の整理を行うものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明といたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第44号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第21、議案第45号千早赤阪村指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第45号は、千早赤阪村指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の改正についてでございます。

本議案は、平成30年4月1日より施行された改正指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準により、介護小規模多機能型委託介護事業の指定基準が緩和されたことなどによる一部改正でございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明いたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第45号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第22、議案第46号千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の改正についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第46号は、千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の改正についてで

ございます。

本議案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部が改正されたことによる引用条例の変更でございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案の理由並びに説明といたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第46号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第23、議案第47号大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第47号は、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についてでございます。

本議案は、大阪広域水道企業団が共同処理する事務に泉南市、阪南市、豊能町、能勢町、忠岡町、田尻町及び岬町に係る水道事業の経営に関する事務を追加するとともに、大阪広域水道企業団規約を変更するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げ、提案理由並びに説明といたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第47号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、文教建設常任委員会に付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第24、議案第48号平成30年度千早赤阪村一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第48号は、平成30年度一般会計補正予算（第1号）についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ6,670万1,000円を追加いたしまして、予算総額を35億9,258万5,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、災害復旧の本格化に伴う土木専門職の採用や、4月1日付の人事異動に伴う人件費の組み替え、消防団員の退職に伴います報奨金、災害等の対策事業の国制度に乗らない部分を救済するための村独自措置のための地区補助金、簡易郵便局開設に係る経費など補正するものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由並びに説明といたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第48号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会並びに文教建設常任委員会にそれぞれ所管の項目を分割付託いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第25、議案第49号平成30年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第49号は、平成30年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてでございます。

施設勘定の補正でございますが、歳入歳出それぞれ299万6,000円を追加いたしまして、予算総額を2,792万7,000円とするものでございます。

内容につきましては、診療所送迎車購入費用等でございます。身近に医療を受けられる体制を確保し、自力で通院が困難な人が安心して通院できるよう、また家族の負担の軽減が図られるよう、利便性向上の観点から送迎サービスを行うものでございます。

よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由並びに説明といたします。

○田中議長 これより本案に対する総括質疑に入ります。

（「質疑なし」との声あり）

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する総括質疑を終結いたします。

議案第49号につきましては、会議規則第38条第1項の規定により、総務民生常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じ、散会いたします。

どうも皆さん長時間御苦労さまでございました。

午前11時56分 散会

平成30年第2回千早赤阪村議会定例会会議録（第2号）

1. 招集年月日

平成30年6月21日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 二階議事堂

3. 出席議員

1番 田中博治

2番 関口ほづみ

3番 井上浩一

4番 田村陽

5番 千福清英

6番 藤浦稔

7番 山形研介

4. 欠席議員

なし

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名

局長 植木朋子

局長代理 松村典英

6. 地方自治法第121条により、説明のため出席した者の職氏名

村長 松本昌親

副村長 清水秀都

教育長 矢倉龍男

人事財政課長 菊井佳宏

理事兼地域戦略室長 上島豊

地域戦略室新庁舎・  
大規模改修担当課長 幸雄一

会計管理者兼  
総務課長 中野光二

住民課長 池西昌夫

健康福祉課長 尾谷浩

健康福祉課参事 西口美和

観光・産業振興課長 北浦信行

施設整備課長 日谷順彦

理事  
兼災害復旧室長 城和男

理事 志摩暁

理事 藤本佳奈

教育課長 赤阪秀樹

教育課参事 葛亜紀朗

7. 議事日程

日程第 1 議案第36号 千早赤阪村・富田林市一般旅券の申請受理及び交付等  
に関する事務の委託に関する規約の変更に関する協議  
について（委員長報告）

日程第 2 議案第37号 千早赤阪村税条例等の改正について（委員長報告）

日程第 3 議案第38号 災害による被災者に対する村税の減免に関する条例の  
改正について（委員長報告）

- 日程第 4 議案第 39 号 千早赤阪村ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の改正について（委員長報告）
- 日程第 5 議案第 40 号 千早赤阪村重度障がい者の医療費の助成に関する条例の改正について（委員長報告）
- 日程第 6 議案第 41 号 千早赤阪村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正について（委員長報告）
- 日程第 7 議案第 42 号 千早赤阪村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について（委員長報告）
- 日程第 8 議案第 43 号 千早赤阪村介護保険条例の改正について（委員長報告）
- 日程第 9 議案第 44 号 千早赤阪村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について（委員長報告）
- 日程第 10 議案第 45 号 千早赤阪村指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の改正について（委員長報告）
- 日程第 11 議案第 46 号 千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の改正について（委員長報告）
- 日程第 12 議案第 47 号 大阪府広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について（委員長報告）
- 日程第 13 議案第 48 号 平成 30 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 1 号）について（委員長報告）
- 日程第 14 議案第 49 号 平成 30 年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について（委員長報告）
- 日程第 15 議案第 50 号 平成 30 年度千早赤阪村一般会計補正予算（第 2 号）について

- 日程第 16 議案第 51 号 動産の取得について
- 日程第 17 議案第 52 号 近畿大学医学部附属病院にかかる統合再編計画の計画  
変更を撤回し 300 床規模の病院設置を求める意見書  
について
- 日程第 18 次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について
- 日程第 19 庁舎建設特別委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 20 一般質問

午前10時00分 開議

○田中議長 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は7名でございます。定足数に達しておりますので、平成30年第2回千早赤阪村議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

~~~~~

○田中議長 日程第1、議案第36号から日程第14、議案第49号までの14議案につきましては、6月5日の本会議において総務民生、文教建設所管の常任委員会に付託しております。

まず、総務民生常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について順次報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行います。引き続き、文教建設常任委員長より委員会の審査の経過及び結果について報告をいただき、委員長報告に対する質疑を行い、1議案ごとに討論、採決を行います。

それでは、日程第1、議案第36号千早赤阪村・富田林市一般旅券の申請受理及び交付等に関する事務の委託に関する規約の変更に関する協議についてから日程第14、議案第49号平成30年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての14議案を一括議題といたします。

まず、議案第36号千早赤阪村・富田林市一般旅券の申請受理及び交付等に関する事務の委託に関する規約の変更に関する協議について、議案第37号千早赤阪村税条例等の改正について、議案第38号災害による被災者に対する村税の減免に関する条例の改正について、議案第39号千早赤阪村ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の改正について、議案第40号千早赤阪村重度障がい者の医療費の助成に関する条例の改正について、議案第41号千早赤阪村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正について、議案第43号千早赤阪村介護保険条例の改正について、議案第44号千早赤阪村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、議案第45号千早赤阪村指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の改正について、議案第46号千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の改正について、議案第48号平成30年度千早赤阪村一般会計補正予算（第1号）の総務民生所管分について、議案第49号平成30年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての12議案について、総務民

生常任委員長の報告を求めます。

山形委員長。

○山形総務民生常任委員長 それでは、総務民生常任委員会報告をいたします。

去る6月5日の本会議において付託を受けました議案12件の審査を行うため、6月7日午前10時から、松本村長ほか関係職員の出席を求め、委員5名全員出席のもとに開催をいたしました。

初めに、議案第36号千早赤阪村・富田林市一般旅券の申請受理及び交付等に関する事務の委託に関する規約の変更に関する協議について、審査の結果を報告いたします。

審議においては、平成29年度のパスポート新規発給件数は富田林窓口で129件、大阪府で20件、計149件、富田林への委託費用は、30年度予算で32万7,000円、府からの交付金は9万9,000円、府営交付金の増額を要望されているのかの問いに、実際かかっている時間と府の算定時間が違っているもので、実情に合った額を交付するよう3月に要望している。申請者の負担は現金で申請することになるので、住民の手間を省ける。これまでの2,000円で変わりはないとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第36号については本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第37号千早赤阪村税条例等の改正について、審査の結果を報告いたします。

審議においては、生産性向上特別措置法に規定している認定先端設備とは、現在観光・産業振興課で進めている導入計画において表示されていくとのこと。

個人の村民税の非課税範囲は、125万円から135万円に上がることによる影響は、今年度課税ベースで10名、たばこ税については、単純に言えば今回の改正で増額になるかもしれないが、上がることにより購入を控えることもあると予測され、増額の試算は難しい。今後どのように影響するのか当初の予算の段階でシミュレーションをして、適正な課税を計上していきたいとのことでした。加熱式たばこは、重量的に非常に軽い部類に入り、税金が低いことから今回見直しをされたとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第37号については本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第38号災害による被災者に対する村税の減免に関する条例改正について、審査の結果を報告いたします。

慎重審議の結果、全員異議なく、議案第38号については本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第39号千早赤阪村ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の改正について及び議案第40号千早赤阪村重度障がい者の医療費の助成に関する条例の改正についての2議案を一括議題とし、審査を行いましたので、結果を報告いたします。

審議においては、ひとり親家庭医療費助成対象者は現在64名、重度障がい者医療助成対象者は38名になっている。今回の改正は名称のみの変更で、対象者の医療面は変更はないとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第39号及び議案第40号の2議案は本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第41号千早赤阪村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正について、審査の結果を報告いたします。

慎重審議の結果、全員異議なく、議案第41号については本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第43号千早赤阪村介護保険条例の改正について、審査の結果を報告いたします。

慎重審議の結果、全員異議なく、議案第43号については本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第44号千早赤阪村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についての審査の結果を報告いたします。

審議においては、村の介護予防支援事務所は、役場健康福祉課内の地域包括センターのことで、直営所1カ所、介護給付費の返還請求の消滅期間を2年から5年と国の基準に合わせたとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第44号については本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第45号千早赤阪村指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の改正について、審査の結果を報告いたします。

審議においては、地域密着型事務所は、村内ではグループホーム2カ所、4月に森屋地区で開所されたデイサービスで計3カ所、うち看護小規模多機能型居宅介護事務所は村にはない。地域密着型であっても、村外の方で利用される方がおられるのかの問いに、地域密着型サービスは、基本的にその自治体の被保険者のみが利用できる施設、原則的に村外

の方が利用になることはないが、例外的に特例で利用される場合がある。そのような方が退所を迫られることはないのかの問いに、市町村間で協議しており、既に利用されている方に退所を迫ることなどの事例は、今までは村ではないとのこと。

この改正で要件が緩和された箇所は、看護小規模多機能型居宅サービスの法人のみで開設はできない規定があったが、法人以外で病棟を有する診療所を開設するもの、開設できる改正とのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第45号については本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第46号千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の改正について、審査の結果を報告いたします。

審議においては、平成10年度以降では2件の給付対象事案があった。消防団員の定数は現在85名、現在、消防訓練ポンプ操法が行われているが、けが等の保障はこの対象になる。選手に対しては年報酬を支払っているもので、それ以上の手当を考えていないとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第46号については本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第48号平成30年度千早赤阪村一般会計補正予算（第1号）について、総務民生所管分の審査の結果を報告いたします。

土木専門職は施設整備課災害復旧室で正職3名、任期付職員3名配置している。被害者対策事業地区補助金3,000万円とはとの問いに、昨年の台風21、22号で民地が他者に影響するようなところについて、このまま放置すれば二次災害が起こるだろうという箇所、地区が自主的に行う事業に対し補助するもの、被災の状況、金額、中身を精査した上で補助する。ことし14日に各区長と意見交換しながら、要綱等をつくっていきたい。工事をされたところについて、ある程度の補助や税の減免等を考えてほしいとの要望がありました。

新庁舎周辺家屋調査委託料については、今後庁舎の撤去工事や新築工事などの事業を進めていく上で、役場に隣接している民間の建物について外壁等影響が出ないかを事前に調査するもの。今回は、北側の地区の集会所、福祉施設、南側の民家数軒を調査する。5月の文化財掘削調査の報告では、文化財担当で作成中、8カ所で試掘では、中世の遺構が一部見られると聞いている。新庁舎建設前に、本堀で全面を掘る必要があるかどうかを含めて協議中のこと。郵便局の開設は、10月1日を目標に進めている。今回補正分については、日本郵政株式会社に言われた村で用意しなければならない消耗品、備品等カウンタ

一、壁設置費を今後進めていく上で、9月議会で備品等を予算計上させていただく可能性があるとのこと。水分簡易郵便局が閉局したことにより、村がその業務を受託することになったので、当面村で受託する。新庁舎については、設計の段階で執務室の確保を要望する考えとのことでした。

移住・定住・交流推進事業支援事業助成金の内容と選択されなかった理由は、一般財団法人地域活性化センターが市町村で行う移住・定住等地域が活性化することを目的とする事業に対しての支援で、地域振興宝くじ、いわゆるサマージャンボ宝くじ収益金を受けるもの、その助成金を活用して中之島のイベント、移住ツアー、空き家バンク等の運営に財源を賄う予定であったが、残念ながら選択に至らなかった。その理由は、より先進的な取り組みをされているところが選択されたと判断しているところとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第48号の総務民生所管分については本会議において原案どおり可決するものと決しました。

次に、議案第49号平成30年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、審査の結果を報告いたします。

審議において、診療所の送迎対象者は村に移住する村診療所の受診者で、介助が必要ではないか。月曜日から金曜日までの診療時間内で完全予約制、少なくとも原則2日前に申し込みをしていただき、利用料は無料と考えている。周知は、診療所に利用している方に4月、8月に意向調査をする予定。広報紙、ホームページでPR。また、地域の喫茶周りをし周知を図る。実施時期は早くて9月、遅くても10月と考えているとのことでした。

29年度の最終赤字見込みの額はとの問いに、最終決算はまだ、赤字補填については協会と協議するとのこと。29年度当初整備費は1,500万円、指定管理委託料は1,700万円を毎年交付する中で、既に300万円が3月議会に赤字補填されている。今回、サービスを向上するというので299万円、このまま無制限に赤字補填するとなれば、負担もふえる。協会側と十分慎重に協議していただきたい。赤字補填についても、上限を設けるべきではないのか、その点を考慮していただきたい。今回の送迎だが、協会のほうから提案があったのか、村から提案したのかの問いに、高齢者がふえている。高齢者の方が移動の確保と地域医療を守っていることで、送迎を開始することによって新規の患者さんに来ていただくことができるのではないかと村から提案させていただいたとのこと。協会に幾らか出してほしいという話はなかったのか、しかも運行するのにシルバーさんでその費用95万円を村が出すという。ある程度、指定管理者という負担をいただきたいとのこと、ということで、言うべきではないのかの問いに、もちろん指定管理者とともにいろいろ話し合っている。負担を求めるべきではないかということがあがるが、最終的に指定管

理料という形ではね返る。経営改善する中で、できるだけ指定管理料を減らしていくという一つの取り組み、村の場合、公共交通機関が乏しい。高齢化率も高い。独居老人もふえていく。そういう面でサービスの充実を図りながら、経営改善をつなげていこうというのが今回の趣旨とのこと。指定管理者を公募するという形をとるべきではないかの問いに、原則指定管理者は公募だと思う。前提は、それなりの競争相手がいるということ。指定管理をやるといっても、必ず安くなるわけではない。値段を争うのではなく、サービスの質を競争させることで価格が高くなるケースも往々にしてある。この村で、この患者数で300万円で手を挙げてくれるところがなかった。過疎地医療ということでやれている公的な法人にお願いすることは、指定管理の趣旨からいっても判断は間違っていないと思うとのこと。今回の予算については、ぜひ協会側と協議していただき、ある程度負担をいただきたいという話をしていただきたいとの要望がありました。

以上、慎重審議の結果、賛成3名、反対1名となり、賛成多数で議案第49号については本会議において原案どおり可決するものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容については、後日委員会記録をごらんいただきたいと思います。

以上で委員長の報告を終わります。

○田中議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 これにて質疑を終結いたします。

続きまして、議案第42号千早赤阪村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について、議案第47号大阪府広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について、議案第48号平成30年度千早赤阪村一般会計補正予算(第1号)の文教建設所管分についての3議案について、文教建設常任委員長の報告を求めます。

関口委員長。

○関口文教建設常任委員長 それでは、文教建設常任委員会報告を行います。

去る6月5日の本会議において付託を受けました議案3件の審査を行うため、6月11日午前10時から、松本村長ほか関係職員の出席を求め、委員5名全員出席のもとに開催いたしました。

議案第42号千早赤阪村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について、審査の結果を報告いたします。

主な審査の内容でございますが、今回の改正で高等学校を卒業していない者であって

も、5年以上事業に従事した者で村長が適当と認める者についても資格を有すると拡大されるもの。現在、千早小吹台小学校の学童保育の常駐支援員は3名、今回の改正で新たに支援員を雇い入れることはない。給料、手当については民営で運営しているもので、そこで決めておられる府知事が行う研修を修了した者とありますが、研修は保育士の資格や教員の資格が取れるのかという問いに、支援員の資格を得るために受けていただくもの。村長が適当と定める者とありますが、その問の回答は、人を指導するのに十分な資格があるということ。現在、学童保育の登録者数は30年度については67名、うち赤阪小学校の比率は4分の1から3分の1程度。今後、赤阪地区の学童についての考えはどの問いに、もし、こごせ幼稚園の敷地を含む赤阪小学校の敷地内に認定こども園ができたとなれば、学童保育はできない。改めて赤阪小学校と協議して、校舎内での学童保育が可能ではないかどうか検討したい。もし不可能となった場合は、改めて違う場所を探そうかと思っているとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第42号については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について、審査の結果を報告いたします。

主な内容は、水道企業団の今後の動向についてはどの問いに、基本的に水道事業を府内一元化するという大きな方向性を目指している。昨年度から四條畷市、太子町、千早赤阪村が、そして今回7市町が統合されるということで、徐々にそういう方向に進んでいくと考えているが、それぞれの自治体の事情もあるので、適宜検討を進めていくことになる。村が年間支払っている8,800万円については、10年間長い目で見ると、村にとって安いとは言わないが、高くない額。財政力からいうと、単独で水道の供給事業をやっているのは非常にしんどい。企業団に加入し安全な水を供給していただくことがいいと思う。規約変更については、各団体の思いがあるので、一定まとまった段階で変更する。企業団議会の現在の定数は、31名と四條畷市、太子町、千早赤阪村で34名、あくまで暫定。選出については、それぞれの議会での議論によるとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第47号については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号平成30年度千早赤阪村一般会計補正予算（第1号）文教建設所管分について、審査の主な内容を報告いたします。

体育振興費、大阪府海洋センター連絡協議会負担金とはどの問いに、本来であれば当初予算に計上させていただくところではあるが、連絡協議会の事業の内容見直しで調整させ

ていただいている中、ようやく事業の内容が固まったとのこと。

次に、観光振興費、トイレ清掃業務委託料については、道の駅のトイレの清掃費で、これまでくすのきホールの清掃とあわせて休日週1回していたものを、平日週3回、1回1時間程度をシルバー人材センターに委託するもの。今後バス停が新設されるが、来村者をふやすためにも、いつ来てもきれいで気持ちのいいトイレであることを要望されました。

道路維持費の機械器具について、29年度でなぜ執行できなかつたのかとの問いに、災害で出てきた樹木を処理したり、通常の道路維持についても活用するための粉砕器とのこと。基本的に、指名競争で業者選定して実施したが、全社辞退となった。指名競争からさらに門戸を開いて一般競争をしたが、不調に終わり予算を流した。ただ、現在災害復旧の爪跡は残っていることから、引き続き購入し活用していきたいとのこと。確実に執行できるのかとの問いに、品物が冬場の時期に品薄になっている状況もあり、申し出がなかった。年度が変わり、今後製造もされることから、予定どおり執行したいとのことでした。

以上、慎重審議の結果、全員異議なく、議案第48号の文教建設所管分については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、委員会記録をごらんいただきたいと思えます。

以上で委員長報告を終わります。

○田中議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 これにて質疑を終結いたします。

これより議案第36号千早赤阪村・富田林市一般旅券の申請受理及び交付等に関する事務の委託に関する規約の変更に関する協議についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第36号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第37号千早赤阪村税条例等の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第37号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第38号災害による被災者に対する村税の減免に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第38号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第39号千早赤阪村ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第39号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第40号千早赤阪村重度障がい者の医療費の助成に関する条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第40号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第41号千早赤阪村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第41号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第42号千早赤阪村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第42号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第43号千早赤阪村介護保険条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第43号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第44号千早赤阪村指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第44号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第45号千早赤阪村指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第45号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第46号千早赤阪村消防団員等公務災害補償条例の改正についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第46号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第47号大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第47号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第48号平成30年度千早赤阪村一般会計補正予算(第1号)についてに  
対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第48号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第49号平成30年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算(第1  
号)についてに対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

討論がございますので、まず原案に反対者の討論から賜ります。

関口議員。

○関口議員 第49号議案平成30年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算につい  
て、反対の立場で討論いたします。

今回補正されている患者送迎サービス事業については、通院が困難な人の利便性向上に  
向けるもので理解はするものです。今回の事業は、村が協会側に提案したということですが、  
そうであれば費用は管理を任されている協会が負担するものではないかと思えます。  
送迎用の自動車購入費と運行委託費、燃料費など299万円の費用について、どれぐらい  
の人が利用されるかわからない中で、当分は村の公用車で活用することなど、実証運行す  
るなども検討すべきではないでしょうか。

平成29年度より、千早赤阪村国保診療所は社団法人地域医療振興協会に指定管理が変更され、ことし3月、平成30年3月議会では29年度の診療所の赤字補填300万円が計上されました。お医者さんが変わるにより患者が減り、赤字が出ることも予想され、ある程度はやむを得ないものと覚悟しております。しかし、協会の事業計画では管理委託料について1,700万円と年度収支の損失は村補填となっております。平成29年度の最終赤字は1,500万円程度になる見込みで、今後村負担がどれだけふえるのか心配されます。

これまでの指定管理やすらぎ会では、年間330万円の助成金のみでした。これは、大阪府から補助されている僻地診療助成金をそのままやすらぎ会に助成していたものでしたが、それと比較して余りの村負担の差があります。赤字補填については、ある程度の限度を設けるなど、少しでも協会の協力を得られるよう協議をしていただきたい。また、こういう小さな村で指定管理を受けていただけたところが非常に少ないという意見もありますが、しかし今後の協議で協会から少々協議をしていただくことをお願いいたしまして、討論いたします。

○田中議長 次に、原案に賛成者の討論を賜ります。

田村議員。

○田村議員 議案第49号平成30年度千早赤阪村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、賛成の立場から討論いたします。

本議案は、千早赤阪村国民健康保険診療所の患者送迎に係るもので、公共交通機関が乏しく高齢化の進展する本村では、身近に医療を受けられる体制の確保のためには必要なものであり、住民の利便性の向上も見込まれることから適正であると考えます。よって、私は本議案に賛成するものであります。

○田中議長 ほかに討論はございませんか。

（「討論なし」との声あり）

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

賛否両論が出ておりますので、起立によって採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（賛成5名 反対1名）

○田中議長 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで一旦休憩に入ります。

11時10分から再開をいたします。

午前10時50分 休憩

午前11時10分 再開

○田中議長 休憩前に引き続き再開いたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第15、議案第50号平成30年度千早赤阪村一般会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第50号は、平成30年度千早赤阪村一般会計補正予算(第2号)についてでございます。

本議案は、歳入歳出それぞれ6,652万1,000円を追加いたしまして、予算総額を36億5,910万6,000円とするものでございます。

主な内容でございますが、認定こども園建設に係る経費などを補正するものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○田中議長 詳細説明を菊井人事財政課長。

○菊井人事財政課長 それでは、議案第50号平成30年度千早赤阪村一般会計補正予算(第2号)につきまして御説明申し上げます。

予算書4ページをお開きください。

まず、第2表でございまして地方債の補正でございます。追加となる起債事業は、認定こども園整備事業で、地方債の限度額6,600万円、償還期限は12年、据置期間は3年で、本事業につきましては過疎対策事業債の対象事業でございます。

続きまして、10ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出から御説明申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正額20万2,000円の増、全額一般財源で7月採用予定職員の事務机購入費などでございます。

3款民生費、2項児童福祉費、3目児童福祉施設費、補正額6,631万9,000円の増、財源内訳は地方債6,600万円と一般財源31万9,000円で、認定こども園関係経費として認定こども園用地買収測量等委託料400万円、土地購入費600万円、赤阪小学校プール撤去事業負担金5,600万円などでございます。

続きまして、8ページをお開きください。

歳入でございます。

18款繰入金、2項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金、補正額52万1,000円の増で、財政調整基金繰入金でございます。

21款村債、1項村債、3目民生債、補正額6,600万円の増、認定こども園整備事業債でございます。

以上、簡単ではございますが御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

藤浦議員。

○藤浦議員 6月14日の全員協議会で質問させていただきましたのに関連して、認定こども園関係諸経費について質問させていただきます。

6月14日の全員協議会で、認定こども園の候補地が赤阪小学校プール跡地に決定したと報告を受けました。検討結果の資料では、対策費用としてプール撤去工約5,000万円となっているが、補正予算では赤阪小学校プール撤去事業短期5,600万円と600万円増額となっています。また、資料には記入のなかった認定こども園土地改修測量委託料400万円、土地購入費600万円が予算計上されています。全員協議会からわずか1週間で、なぜ費用が大幅に増額となり、土地購入費用まで発生したのか。また、5月27日認定こども園候補地意見交換会では、プール撤去工等で5,000万円と報告を受けていましたが、6,000万円となっております。我々の聞いている金額がちょっと違う。そこで、担当課はどのような根拠で全員協議会の資料を作成し、予算計上されているのかをお伺いします。

○田中議長 尾谷課長。

○尾谷健康福祉課長 御質問ございました全員協議会と追加予算の差につきましてでございますが、さきの全員協議会で議員の御指摘なども踏まえまして、地権者と協議を行い、府道からの進入経路を拡幅するとともに、また地権者の御意向なども踏まえまして、より土地の利便性を高めることも想定いたしまして、土地購入費用として新たに600万円の予算を計上させていただいたところでございます。

なお、今回の追加補正費用につきましては、過疎対策の事業債を有効に活用しまして、村に有利な財源対策をとる必要があるため、村過疎地域自立促進計画と同額を計上しております。このため、全協説明時と若干の額の差が生じておるものでございます。

以上でございます。

○田中議長 藤浦議員。

○藤浦議員 また、全員協議会の資料ではL型擁壁工を再度構築すれば、約1,000万

円となっているが、現在の状況では再度構築が必要なのかを伺います。また、費用を含めてどのように想定されているのかを伺います。

○田中議長 尾谷課長。

○尾谷健康福祉課長 L型擁壁工、約1,000万円でございますが、こちらの擁壁は現在の宅造基準に合致しているかどうかというところの検討が必要でございまして、園舎の設計を進める上でその必要性を判断いたしまして、ござせ幼稚園の改築料とあわせまして、今後必要に応じてその規模も含めまして、予算計上をお諮りしたいと考えております。

以上でございます。

○田中議長 藤浦議員。

○藤浦議員 最後に要望ですけれども、候補地の選定に関し、テニスコートと野外活動センターの2カ所は市街化調整区域や地形的な関係で、地質確認が必要であることでボーリング調査の経費を要し、種々検討した結果、赤阪小学校プール跡地と決まりました。認定こども園について、私はもちろん賛成ではありますが、整備計画や予算見込みなどはしっかりと積算するなど、慎重に検討していただきたい。私の知り合いで、1歳、3歳、5歳の子どもを持つ方は、この夏にも村に引っ越してきます。この方の話では、非常に認定こども園の成り行きに関心を持たれて私に相談されてきております。

そこで、村では少子化が進んでいるのでスピード感は必要であります。新庁舎の二の舞にならないよう慎重な議論を重ね、認定こども園が推進されるよう要望しておきます。

以上です。

○田中議長 要望でいいですか。

○藤浦議員 はい。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 藤浦議員の質問と関連するんですけれども、認定こども園については候補地として、テニスコートについてはボーリング調査の結果、不相当と判明されました。その後、20カ所程度の候補地を調査検討後、今回提案されました野外活動センター、赤阪小学校プール跡地、千早小吹台小プール跡地に絞り込み検討されたということでございます。保護者の意見を聞いて、赤阪小学校プール跡地を進めていきたいという中で、それぞれメリット、デメリットある中で総合的に判断した結果、赤小プールにさせていただいたわけなんです。赤小プール跡地を決定した理由に、安価で短期間で整備、32年4月開園を見込めるということで、効率を優先されております。それで、プールの撤去費用についてですけれども、保護者説明会資料や私たちに6月5日に示された資料には、撤去費用は

6,000万円と書いておりました。それが、全協資料では5,000万円になっておりました。これも、6月5日の私たちに示された資料から全協資料まで期間が短い間に、6,000万円から5,000万円に削減されていたのはどういう根拠でそうなったのか、御回答いただきたいと思います。

○田中議長 尾谷課長。

○尾谷健康福祉課長 金額の差でございますが、先ほどの藤浦議員との御回答とちょっと重なるところがございますが、過疎対策事業を有効に活用しまして、村に有効な財源対策をとるとというのが、まずさせていただいたところでございます。あと、確かに保護者説明会において、6,000万円というところで報告させていただいた数字につきましては、その数字の部分に住民の皆さんに細かいところまで、どこまで計上するかというところであったんですが、その数字の未満のところをおおむね6,000万円、約6,000万円という形で報告させていただいたところで、その差が生じているところがございます。過疎地域の自立促進計画と同額を計上して持っていくということで、その誤差ということで御理解いただけたらと思います。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 今回、赤阪小が安価で短期間でできると、効率を最優先される中で、費用も6,000万円から5,000万円に安くつくよというような提案に、私らに対してもそういうふうな、こっちのほうが安くできるよという判断を出すためにこういうふうになったのではないかと感じてしまったんです。いろいろ保護者説明会や私たちに示された資料というのは概算ですので、細かくそれはできませんけれども、やはりこっちのほうが安いよというような提案に受けとめてしまうんですね。そんなことがありましたので、質問させてもらいました。

次に、村の待機児の数は幾らか質問します。

○田中議長 尾谷課長。

○尾谷健康福祉課長 現在、待機児童はゼロ名というふうに伺っております。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 全国的には待機児がすごくいる中で、子どもが保育園落ちたという全国的な広がりの中で、各市町村で、特に都市部では認定こども園の設置が進められて、そのことで待機児の解消に取り組んでいると思います。うちの村では待機児がないという中で、32年4月開園ではなくて、もう少し時間をかけて決定してもよかったのではないかと私は思いますけれども、その点お尋ねいたします。

○田中議長 尾谷課長。

○尾谷健康福祉課長 議員御指摘のとおり、待機児童の解消という目的で認定こども園と  
いうのを設立している自治体が多いのも事実ではございます。ただ、村につきましては、  
やはり既存の公立幼稚園のこごせ幼稚園の入園児が、昨年は3歳児で3名、今年度はたし  
か6名だったと記憶しておるんですが、やはり保護者の中で幼稚園を選択する保護者の方  
が非常に少なくなってきたと。これは、幼稚園の運営に問題等があるというわけでは  
なくて、やはり働き方、保護者の皆さんの御家庭の事情でやはり保育所を選択されるとい  
うケースが多くなってきてると。そうなりますと、やはり幼稚園としまして、少人数  
で集団教育というのが成り立っていくのかというところで、先般の保護者説明会でも保護  
者の方からそのような御心配の声も上がったのもございます。やはり、そこを解消してい  
くのであれば、2つの施設でそれぞれ子どもを取り合いますという、この表現が適切がど  
うかはあれですけども、そういう状況が今起こっておりますので、それを一元化して集団  
での子どもさんの幼児教育も含めての保育というのを実施していくというのが、これから  
の村の子育て事業として有効なのではないかという判断のもとに進めておるものでござい  
ます。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 ちょうど去年より、認定こども園について対象の保護者また小学校の子ども  
さんの保護者対象にアンケートをとったり、いろいろと御意見を聞く機会を設けていただ  
きまして、保護者に対しては丁寧な説明をしていただいていることは認めております。

そこで、別の質問をいたしますけれども、千早小吹台小学校プール跡地については、い  
きいきサロンと一体的な整備が必要で、時間、費用を要するということが課題だと書かれ  
ておりました。小吹台地域につきましては、小学校があり、幼稚園があり、保育園があっ  
て、子育て環境としてはよい地域でありましたけれども、幼稚園がなくなり、今度は保育  
園もなくなり、高齢化の中で小吹台の地域づくりに影響が出てくるのではないかと心配さ  
れております。今回、赤小プール跡に決定された主な理由、いろいろ安価なこととかあり  
ますけれども、主な理由。先ほども、早く幼稚園の子どもさんたちがたくさんの人とやり  
たいとかというような意見もあったということで決められましたけれども、改めて赤阪小  
プール跡に決定された主な理由は何か、再度お尋ねします。

○田中議長 尾谷課長。

○尾谷健康福祉課長 それぞれやはり、先ほど来からも議員御承知いただいておりますと  
おり、3カ所につきましてはメリット、デメリットというのが当然でございます。そこでは、

村としましても非常に選定につきましては苦慮いたしました、やはりこの3案の中で見まして、やはり1つ目としては、開設に要する費用や期間が一番安価で、期間も3つの案の中では短期間で進めることができるのではないかというふうに見込んだということが一つでございます。2つ目としまして、まず立地における保護者の方の安心感ということで、既にこごせ幼稚園を開園している箇所であるということというのが、まず2つ目に上げさせていただきます。3つ目としまして、既存施設の有効活用ということで、先般の保護者説明会などの中でも、やはりこごせ幼稚園の園舎があきになってしまうのはもったいないと。そこを有効活用するのは賛成だというお声も頂戴したところでございます。これら3つのことを考慮いたしまして、赤阪小学校のプール跡地に決定させていただいたところでございます。

以上でございます。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 保護者の人が、こちらで早くやってほしいという、そういう理由でこちらに決定されたということはよくわかります。そこで、赤阪小学校のプール跡地では約7,500万円要る。野外活動センターについては、崖地対策など約2億3,000万円、これは非常に金額が膨大になります。もう一つの千早小吹台小については、擁壁工事とか排水など約6,900万円、そのことだけで見ますと、赤小と小吹台とは余り変わりませんが、ただ小吹台については、いきいきサロン整備費が別途かかって、いきいきサロンと総合的に整備をしないといけないので時間もかかる。いきいきサロンの整備費としては別途要るということで、よくわかるんですけども、人口の集中する小吹台地域の高齢化対策として、今後取り組むべき課題もあります。小吹台地域のまちづくりとあわせて、村全体のまちづくりを総合的に計画したら、いきいきサロンの整備費というのは、これと合わせてやることによって、財政的にも効率がよくなるのではないかと私は思うんですね。ただ、時間がかかるということもあって、選択には非常に難しい選択を迫られるとは思いますが、人口の集中する小吹台地域のまちづくり、今後どうするのかという大きな課題を今後村も検討していかなくてはならないと思いますので、その点は、今とは言いませんけれども、小吹台の高齢化に向けてのまちづくり、検討していただけるのかどうか、答えられる程度で結構ですのでお願いしたいと思います。

○田中議長 清水副村長。

○清水副村長 議員おっしゃるように、教育施設を核にしてこの高齢化した小吹台地域を活性化したいと、思いは十分理解をいたしますけれども、子どもへの場所を決める、これは3案見てもどれかが特にすぐれているということじゃなくて、課長申し上げたように、そ

れぞれメリット、デメリットあるわけですね。そういう中で、保護者の悲痛な声といえますか、そういうことも聞きながら赤小のところに場所を決めさせていただいたということですから、いろんな議論があるというのはわかりますが、なかなかこの議論というのは、詰めても個人のエゴであったり地域のエゴであったり、そういうのが私は渦巻くというふうに思いますから非常に難しいなど。ただ、今回やっぱり優先したのは、子どもの将来に対して、じゃあ地域の皆さん、あるいは特に高齢者の皆さんが子どもの将来に対してどれだけ責任をとれるのかなということを考えたときに、やっぱり責任をとれるというのは保護者だと思います。ですから、今回は保護者の声を最優先に判断をさせていただいたということでございます。

今おっしゃったように、その問題とは別に、やっぱりこれだけ高齢化してる地域というのが点在してると。それは別に小吹台だけじゃなくて、千早地区もそうですし、東阪地区もそうです。だから、そういうところをどうしていくかということは、これからいろいろ考えていく必要があると思います。現に旧千早小をどうしていくのかということは、これは5地区の皆さんとずっとお話をさせていただいてますし、千早地区についてはビジターセンター、こういう名称が今となってはいいのかどうかということもありますけども、これも地区の人と2回程度いろいろ、どういう施設が地元として要るのかということの意見交換もさせていただいております。ですから、そういう意味で小吹台地域についても、これは山形議員の前回の議会の御質問にお答えしましたが、いきいきサロンを含めてどうしていくんだと、こういうお話もあります。ただ、その辺はやっぱり財政的な問題ありますから、住民の皆さんの思いであったり施策のプライオリティー、あと財政的な収支見通し、こういったものをトータルで議論する中で、今後とも検討していきたいというふうに思います。

○田中議長 関口議員。

○関口議員 地域にあった施設がなくなってしまうというのは、非常にどこの地域においても不安とか出てきますけれども、まず子どもたちが十分な幼稚園教育それから保育を受けられるために努力していただきたいと。それにあわせて、赤阪地域に保育園が行くわけですので、今後送迎それから延長時間、これもしていただけるというようございませぬので、その点を十分していただきますように要望しておきます。

○田中議長 要望でいいですね。

○関口議員 はい。

○田中議長 ほかにございませぬか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようでございますので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第50号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第50号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第50号に対する討論に入ります。

討論される方ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

関口議員。

○関口議員 全国で認定こども園の設置が進んでおりますが、幼稚園や保育園の運営とは全く無縁である株式会社などが設置することもあり、全国ではそうした今後の運営が心配されているところもあります。

幸い、村は30年以上村で保育園を運営されているげんき保育園が運営されることとなります。今後、幼稚園教育や保育行政について村と協議ができる体制をとっていただいで、これまでの幼稚園教育や保育行政が後退しないようお願いしておきます。

○田中議長 これより議案第50号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第16、議案第51号動産の取得についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

松本村長。

○松本村長 議案第51号は、村内学校園の校務用パソコンなどの買い入れに伴い、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、700万円以上の動産の取得について議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては担当より説明いたしますので、よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます、提案の理由といたします。

○田中議長 詳細説明を中野総務課長。

○中野会計管理者兼総務課長 それでは、議案第51号動産の取得につきまして御説明申し上げます。

取得する動産につきましては、幼稚園、小学校、中学校の教職員が利用いたします校務用ノートパソコン72台ほか裏面に記載のとおりでございます。

契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。この指名競争入札につきましては、9社を指名し、6月7日に入札を実施しました。同日開札の結果、落札候補者につきまして審査を行い、6月12日付で仮契約を締結しております。

取得金額は、1,155万6,000円。

取得の相手方は、堺市深井水池町3207番地、株式会社岡本三昭堂、代表取締役森本薫でございます。

以上、説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

千福議員。

○千福議員 裏面の内訳書のところで、周辺機器一式のところなのですが、セキュリティーUSBメモリーですか、これ72個の部分を購入されるということで、これはどういう形のものであるか、ちょっと教えていただきたいんですが。といいますのは、パソコンに差し込んでデータを、言いましたらそのUSBのほうに取り込んでというふうな部分であろうかと思えます。セキュリティーという名前がついておるんで、ウイルス対策的な部分でもであろうかと思えますけども、それに関してUSBメモリーの管理のほうもあわせてどのような形でされているか、ちょっとお聞きしたいと思えます。よろしく申し上げます。

○田中議長 赤阪課長。

○赤阪教育課長 セキュリティーUSBのメモリーの使用ということで御質問でございますが、議員おっしゃいましたとおり、ウイルスの汚染や情報の漏えい、そういったものを未然に防ぐという形でこういうふうなセキュリティーUSBのほうの購入をさせていただきます。管理のほうにつきましては、それぞれの職員のほうで管理を行うというふうな形にさせていただいております。

○田中議長 千福議員。

○千福議員 今の御回答の分なんですけど、職員独自で管理するということでもあります。

ちょっと最近、いろんな事象等をUSBのメモリーの紛失とか、いろんな個人情報等ちょっと漏れたりとか、そういうふうな事象があったかと思います。そういう意味で、職員内でのいろんな規約等とかちょっとされてるんかどうか、という部分ですね。ちょっと持ち出しの部分についてちょっとお尋ねしたいと思います。

○田中議長 もう少し大きい声で答弁してください。

赤阪課長。

○赤阪教育課長 基本、このメモリーのほうは外部に持ち出しはしない。学校におきましては、さまざまな個人情報がございます。それらと同様のような扱いというふうな形で、原則例えば持ち帰るとか、そういうふうなことも無いような形で行っていただくようになっております。

○田中議長 千福議員。

○千福議員 今ちょっと御答弁ありましたような形で、そういうふうな形の持ち出し禁止、ちょっと徹底していただく中で漏えい等のおそれがないような形で、管理のほうをお願いしときたいと思います。ありがとうございます。

○田中議長 ほかにございませんか。

田村議員。

○田村議員 今回、72台のノートPCの更新ということですが、これは現在教職員の方々が使っておられるノートPCが全て更新されるということによろしいでしょうか。

○田中議長 赤阪課長。

○赤阪教育課長 御質問のとおり、全てのパソコンについて更新させていただきます。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 ありがとうございます。よくわかりました。

また、こちらノートPCは大体1台当たりお幾らほどのものなのかお伺いしたいと思います。

○田中議長 赤阪課長。

○赤阪教育課長 細かい部分までは覚えてない、たしか20万円弱ぐらいの部分で、今回落札も係りますので、10万円弱ぐらいのものになるかと思います。

○田中議長 いいですか。

田村議員。

○田村議員 わかりました。ありがとうございます。

次に、今回ホームページ・ビルダーが4台ということで、大体これ各校に1つずつの内

訳かと思うんですけれども、こちらちょっと確認させていただいたんですけれども、ごせ幼稚園、赤阪小学校、千早小吹台小学校のホームページは最近まで随時更新という形なんですけど、現状中学校のホームページが、昨年8月の更新で、それ以降更新されていないという状況なんですけれども、その点についてどのように把握しておられるのか、お伺いしたいと思います。

○田中議長 蔦参事。

○蔦教育課参事 お答えさせていただきます。

各学校の職務の分担の中で、ホームページ担当を各校園で決めて、その職員が主に行ったりするんですけれども、ホームページを作成する技術ってやっぱりどの教員ができるわけでもないものがあって、個人に頼るところがどうしてもございまして、そういう中学校のほうでは担当の個人的な休職、休業等もありまして、うまく引き継ぎがいつてなかったところがありましたので、少し更新が手間取っていて、かわりの教員が出向いていくということを今年度対応しているというふうに聞いております。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 では、今回ホームページ・ビルダーも更新ということで、今後少なくとも今年度中にはきちっと更新されるということによろしいのでしょうか。

○田中議長 蔦参事。

○蔦教育課参事 見通しまでは正確にはつかんでおりませんが、今年度も修学旅行に今月参ったときに、その状況を伝える部分は工夫して盛り込んだり、それから行事計画も更新されておりましたので、その分については急ぎ更新するというふうに情報も出しておりましたので、詳しい見通しまではここで答えできませんが、できるところを更新していくように努めているように把握しております。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 ある程度特殊な技術が必要ということで、現状ではもともと更新しておられた方の事情によって更新が停止しているということなんですけども、今後それが直ちに改善されるわけではない。ただ更新はしなければならないという状況で。じゃあ、現在の教職員の方が新たにその技術を習得するという形で問題解決を図るということによろしいでしょうか。

○田中議長 蔦参事。

○蔦教育課参事 田村議員のおっしゃるとおりでございます。

○田中議長 田村議員。

○田村議員 ひとつ、やはりこのホームページはもう現代社会において重要な情報発信ツ

ールの一つだと思いますので、できるだけ早急に改善を要望させていただきたいと思いま  
す。

○田中議長 要望でいいですね。

千福議員。

○千福議員 濟いません、もう一点。

出退勤の管理機器の部分なんですが、電子タイムレコーダーが4つ、これは4校園とい  
う形かと思えます。そして、タイムカード10と書いているのは、これはどういう意味合  
いなんでしょうか。

○田中議長 赤阪課長。

○赤阪教育課長 このタイムカード10といいますのは、いわゆるタイムカードを押す利  
用紙ですね、これが1単位100枚単位でございまして、それを約70名の職員がおりま  
すので、1年間に使用するタイムカードの分ということでございます。

○田中議長 千福議員。

○千福議員 この機会に、せつかく機器の更新をされるということで、最近ではタイムカ  
ードじゃなくて、個人別での、言いましたら小さいカードで、機械に通すことによって出  
退勤の管理部署ですね、うちの場合でしたら人事財政課と思えますけども、そちらのほう  
とオンラインで結んで作業の効率化、また管理の効率化に向けて、そういうふうな設備も  
あろうかと思えます。そちらのほうの御検討はされなかったんですか。

○田中議長 赤阪課長。

○赤阪教育課長 今回、学校のほうのこのタイムレコーダーでございしますが、今年度から  
新たに役場のほうにも入りましたやつと同様の機器ということでさせていただきます。

○田中議長 千福議員。

○千福議員 新庁舎のほう、本館のほうですね、また計画されております。またその折に  
も作業の効率化とか、そういうふうに向けての対策も移行をされたらどうかと思えます。  
ありがとうございます。

○田中議長 要望でいいですね。

○千福議員 はい。

○田中議長 ほかにございませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ほかにないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第51号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決する

ことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第51号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第51号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第51号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第17、議案第52号近畿大学附属医学部病院にかかる統合再編計画の計画変更を撤回し300床規模の病院設置を求める意見書についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

関口議員。

○関口議員 議案第52号近畿大学医学部附属病院にかかる統合再編計画の計画変更を撤回し300床規模の病院設置を求める意見書について。

上記の議案を別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。平成30年6月21日提出。千早赤阪村議会議長田中博治殿。提出者、千早赤阪村議会議員関口ほづみ。賛成者、同じく千早赤阪村村会議員井上浩一、同じく田村陽、同じく千福清英、同じく藤浦稔、同じく山形研介。

なお、提案理由は意見書案文の朗読をもってこれにかえさせていただきます。

近畿大学医学部附属病院にかかる統合再編計画の計画変更を撤回し300床規模の病院設置を求める意見書。

平成26年1月、近畿大学医学部附属病院が堺市泉ヶ丘駅前地域に移転するという報道があり、大阪狭山市からの移転は南河内医療圏域の医療機能はもとより、地域経済等に及

ばす影響とともに住民生活に不安と衝撃を与えた。大阪狭山市並びに南河内医療圏域の旧市町村は、病院の機能や地域医療の確保などについて、大阪府と同病院に要望書を提出してきた。その後、近畿大学、堺市、大阪府、大阪狭山市における調整会議などが行われ、平成20年、2016年12月に大阪狭山市に新分院として300床規模の2次救急、小児科、産婦人科など、現状とほぼ同等の28診療科目を備える急性期機能の病院を残す予定であると報告された。

しかしながら、昨年11月、近畿大学附属病院はこれまでの再建計画を変更し、病院を一切残さず、全てを堺市に移転することを公表した。この計画変更は、南河内医療圏域における3次救急や小児、周産期の高度専門医療にも大きな影響を及ぼすだけでなく、同病院は南河内医療圏域における唯一の災害拠点病院でもあり、地域に与える影響ははかり知れない。病院の統合再編計画の変更は、これまで説明してきた内容をほごにするものであり、南河内医療圏域の各市町村との十分な調査を行わず、一方的に計画変更を表明する同大学の対応は、到底容認できるものではない。よって、大阪府に対し、もともと貧弱な南河内医療圏域の医療機能を初め、災害拠点や地域経済を守るためにも、一昨年12月に公表された小児科、産婦人科など、現状と同等の診療科目を有する300床規模の新分院を設置するよう指導することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成30年6月21日。大阪府南河内郡千早赤阪村議会。

以上です。

○田中議長 これより本案に対する質疑に入ります。

(「質疑なし」との声あり)

○田中議長 ないようですので、これにて本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第52号につきましては、会議規則第38条第3項の規定により本会議で議決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、議案第52号につきましては本会議で議決することに決しました。

これより議案第52号に対する討論に入ります。

討論される方はありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○田中議長 これにて討論を終結いたします。

本案に御意見があれば賜ります。

(「意見なし」との声あり)

○田中議長 これより議案第52号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第18、次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、議会運営委員会の関口委員長から閉会中に次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について調査を行いたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

~~~~~

○田中議長 議事日程第19、庁舎建設特別委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

本件につきましては、庁舎建設特別委員会の山形委員長から閉会中に所管事務の調査を行いたいとの申し出がございました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり閉会中に調査を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」との声多数あり)

○田中議長 異議なしと認めます。よって、閉会中に調査を行う旨決しました。

ここで休憩を行います。

13時00分から再開をいたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時00分 再開

○田中議長 午前中に引き続き再開をいたします。

~~~~~

○田中議長 議事日程第20、一般質問に入ります。

それでは、1番目の質問者、千福議員。

○千福議員 議席番号5番、千福清英、一般質問させていただきます。

道の駅の現状と今後の展望についてであります。

本年4月より暫定オープンしている道の駅ちはやあかさかは、委託先の鋭意そして頑張りにより盛況であるかと思えます。本格的なオープンまでの暫定とはいえ、商品の品そろえに向けての出荷者等の募集、商品の陳列の工夫、そして飲食のメニュー等々、従前の委託先とは違った形での運営と感じられます。村民の方々も注視されており、関心は少ないと思えます。そこで、2カ月余り経過しての現在の営業状況と、そして今後の展望についてお伺いいたします。

○田中議長 質問事項の答弁者、北浦観光・産業振興課長。

○北浦観光・産業振興課長 道の駅の現状と今後の展望について御答弁申し上げます。

道の駅ちはやあかさかの再整備につきましては、検討委員会を開催し、関係団体や住民の方々の御意見をお聞きしております。売店は、その検討期間の暫定運営として一般社団法人ちはやあかさかくらすに委託し、4月8日にリニューアルオープンしたところです。

受託団体では、現状の施設で陳列棚などを手づくり感のある内装に変更し、村の農産物等の直売に加え、南河内の特産品やカフェメニューを取り扱うなど、独自の視点で営業に努力していただいております。4月から5月までの2カ月間の収支実績では、売り上げが約409万円、商品の仕入れなど支出が約401万円で、約8万円の黒字となっております。今後につきましては、集客をふやすため、イベント等の実施を検討しており、村としても広報PR等に協力していきたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

千福議員。

○千福議員 御答弁ありがとうございます。

今の時期、第1・四半期を迎える中、現在の収支をただいま報告していただきましたが、役所としてどのように受けとめておられるかお聞きしたいと思います。

そして、再整備に向けての検討委員会が開催されておるように聞いております。本格オープンはいつを目指しているのか。そして、検討メンバーからどのような意見があるのか。そして、生産者、出荷者の募集により、品物等についての変化は、委託先との情報交換は十分とれているのか。そしてまた、改装などの要望的なことがあるのか、御答弁をお願いします。

○田中議長 北浦観光・産業振興課長。

○北浦観光・産業振興課長 4月から5月の収支につきましては、先ほどの御答弁のとおりでございますが、売り場面積が限られる中、手づくりの陳列棚をそろえるなど、売上向上に努力していただいております。成果が出ているものと受けとめております。

再整備の検討委員会の状況は、5月23日に第1回、6月20日に第2回の会議を行い、再整備に当たり必要な機能など御意見をいただいております。今後、検討委員会で議論を深め、その内容に応じて整備時期についても検討してまいります。

出荷者の募集では、約40件の出荷希望がありました。新しくイチゴの販売もされ、今後野菜の種類もふえていくと考えております。また、村の野菜を使ったカレーやパスタも開発し新聞にも取り上げられるなど、評判が広がっております。

委託先のちはやあかさかくらすとの情報交換につきましては、以前、楠公史跡保存会への委託では余り情報交換ができていなかったという反省を踏まえまして、経営状況や集客イベントの内容など、情報共有しながら進めているところでございます。

店舗の改装につきましては、対応できる範囲内で受託者において創意工夫して、魅力ある売り場づくりをしていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

千福議員。

○千福議員 どうもありがとうございます。

今後の運営に向けて、受託者との情報交換によって共通認識を持って課題のほうの解決に向けて、そしてその結果、集客そしてまた収益アップに向けての効果的な対策をお願いしたいと思います。そしてまた、店舗の改装や案内板の設置等、要望のほう届いているかと思っておりますけれども、そういうふうな声に沿うような形でお願いしたいと思います。

この件につきましては、要望とさせていただきます。ありがとうございます。

○田中議長 第2番目の質問者、井上議員。

○井上議員 議席番号3番、公明党井上浩一でございます。議長通告に基づきまして、2点質問させていただきます。

1つ目に、地域公共交通対策の現状についてお伺いします。

本年度予定されている事業の進捗状況と、過去2回行われた実験結果は、今回の事業にどのように反映されようとしているのか。また、他の市町村で実施されている先進事例等は活用はされているのか伺いたいと思います。

また次に、今後の展開としまして、今回の事業で得られるであろう結果をどのように活

用されるのか。近隣市町との連携等は考えておられるのか。バス、タクシー、その他運輸業者との協議はどのようにされているのか御答弁願います。

2点目につきまして、本村における木材利用の現状について伺います。

地域環境問題への関心の高まりなどから、森林資源の活用や維持管理の問題が提起されています。本村にも、国や府が定めた基本方針に基づき、平成25年に定められた木材利用基本方針があり、それによると、大阪河内材を公共建築物や付随する備品、消耗品、また公共土木工事等には間伐材を利用するなどの目標が掲げられていますが、現状どのように活用をされているのか。また、今後活用する予定はあるのか、近年の利用実績と金額も含めて御答弁願います。

以上です。よろしく申し上げます。

○田中議長 質問事項、1番目の答弁者、上島理事。

○上島理事兼地域戦略室長 地域公共交通対策の現状について御答弁申し上げます。

過去2回の実証運行につきましては、平成27年度は近鉄タクシーへの委託による有償の定時定路線方式、平成28年度は社会福祉協議会への委託による無償の定時定路線方式とデマンド方式の併用により実施をいたしました。この2カ年の実証運行の結果といたしましては、定時定路線方式では本数と定時運行の確保、また満員時の積み残しなどに課題が残り、一方デマンド方式では予約方法や配車に課題が残りました。また、平成28年度は役場所有の車両を使用しましたことから、安全運行や事故時の代車の確保などに関しまして大きな課題が残ったものと認識しております。これらの結果を踏まえまして、今年度は役場が運行主体となる従来の方式を改めるとともに、要望の多かった直接移動と村外移動に対応するため、タクシー利用額に係る助成制度を予定しており、現在詳細設計について鋭意検討を進めているところでございます。

御質問の先進事例の活用でございますが、今回の実証実験で行うタクシー利用額助成制度は、他の団体でもさまざまな形で実施をされており、昨年度奈良県吉野町に視察を行い、制度設計の参考としたものでございます。

近隣市町との連携につきましては、あくまでも今年度の事業は実証実験という位置づけでございますが、現時点では近隣市町との連携というものは困難でございますが、今後必要に応じて検討してまいります。

バスやタクシー、その他運輸関係者との協議につきましては、昨年12月に交通事業者や運輸局、大阪府等を委員とする地域公共交通協議会を開催し、今年度の実証実験案について御了承いただいているところでございます。また、タクシー事業者にも個別に御説明をしまして、御協力いただけることになっております。

最後に、今後の展望でございますが、まずは今年度の実証実験で一人でも多くの方に御利用いただき、公共交通の大切さを理解していただくとともに、その結果を踏まえまして次年度以降の事業の検討につなげたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 御答弁ありがとうございました。

私村内を走ったりすることがあるんですけど、村内をたくさんの公用車とか、あと送迎バスなどが走り回っているのを見かけるんですけど、このような車両を何とか活用できないものかというのをちょっと考えてたりしております。また、先日全員協議会でお伺いしたチケット、500円券3枚を月ごとにといいお話なんですけど、その金額の根拠というのはどういうものなのか教えてください。よろしく申し上げます。

○田中議長 上島理事。

○上島理事兼地域戦略室長 1問目でございますけれども、いわゆる送迎バスとの連携ということでございますけれども、一般的には例えば飲食業でありますとか旅館業などの事業に係るサービスの一環として無償でされてるといふふうに認識しております。仮に、これが有償となりますと、道路運送法に基づく運行許可が必要になるということになります。仮に、こうした送迎サービスを役場が仮に連携するといたしまして、そういった対価として補助金や委託料等を負担するとなった場合、先ほど申し上げました運行許可が必要となるということもございますので、なかなかこうした連携というのは現実的ではないのかなと考えております。また、既存の路線バス等の交通事業者の経営を圧迫するということもございます。役場が担う公共交通とはあくまでもバス等の民間事業者の路線を補完するという位置づけでございまして、民間を圧迫しない形での事業展開というのが必要になってくるかなというふうに考えております。

それから、2点目のところでございますけれども、今回の実証実験に関しましては一月2枚を交付といたしまして、7カ月間でありましたら14枚交付すると。1度の乗車につき3枚まで1,500円という形での制度設計としておりますけれども、こちらにつきましては、今回村外移動ということの主眼としてございまして、1つは村内から例えば富田林駅でありますとか、河内長野市駅までタクシーを利用されるということ想定をしておりますが、最も短い距離の例で申し上げますと、森屋から富田林あるいは小吹台から河内長野まで、おおむね大体2,000円程度というふうになると考えております。村内には、金剛バスあるいは南海バスという既存の路線バスがございますので、これらの公共交通機

関の営業に影響を与えないように配慮をする必要があるということ。また、バス等でみずから移動される方との負担の公平性の観点から、今回のタクシー利用額助成制度を利用された場合でも、少なくともバスと同等の自己負担というのはしていただくような制度設計というふうにしております。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けします。

井上議員。

○井上議員 要望でお願いしたいと思います。

全ての人に満足していただけるというのは大変難しいとは思いますが、試行錯誤して、できれば空白期間というか、今回1年間猶予期間というのがあったと思うんですけど、そういう状態がないように実施していただきたいと思います。

以上です。

○田中議長 要望でいいですね。

○井上議員 はい。

○田中議長 質問事項2番目の答弁者、北浦観光・産業振興課長。

○北浦観光・産業振興課長 村における木材利用の現状は、について御答弁申し上げます。

木材利用基本方針は、地域の生活環境に密接にかかわる森林資源の維持管理とその有効活用が求められていることを踏まえ、村みずからが公共建築物等において率先して木材を利用することにより林業の活性化が図られるよう、平成25年3月に策定したものでございます。対象施設としましては、公共建築物等の木造、木質化、公共建築物等における備品等、河内材を利用した製品の導入、公共土木工事等で木材利用となっております。

方針策定後、村の主な公共施設で新設や大幅な更新事業がないことや、経済性の観点から積極的な木材利用ができておりませんが、平成29年度に実施した再整備事業では、木製の看板を採用しております。

なお、現在事業実施中の新庁舎建てかえ工事基本設計での設計コンセプトの中で、地元産材活用の検討を位置づけしており、新庁舎を整備する中で、木質化の推進などにより、村民を初めとする来庁者の方々に木の大切さやよさを実感していただきたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 御答弁ありがとうございました。

自治体等の施設で、よく丸々産の丸々材を使用していますなどのアピールする表示を目にいたしますが、本村ではされているのでしょうか。また、今後木材利用、活用が可能と考えられる具体的な場面等はお考えでしょうか。

○田中議長 北浦観光・産業振興課長。

○北浦観光・産業振興課長 再整備事業で整備した木製看板は、大阪府森林組合で作成されており、千早赤阪村産の木材を使用しております。産地の表示につきましては、特にしておりません。新庁舎建設事業においては、今後設計の中で、来庁者の目につきやすい受付スペースなどで内装材の木質化を検討してまいります。机や椅子など製品の木製品利用につきましては、市販の既製品のほうが値段が安く経済的なことから、これまで購入に至っておりません。備品については、機能面も含め総合的に考える必要がありますが、木材利用方針があることから、今後も検討課題として上げていきたいと考えております。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

井上議員。

○井上議員 濟いませぬ、要望でお願いいたします。

資料によりますと、本村の約90%は人工林であり、また有効活用できずにおります。ぜひいろいろな場面、積極的に活用し、村外村内含めましてアピールしていただけるように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○田中議長 要望でいいですね。

○井上議員 はい。

○田中議長 第3番目の質問者、藤浦議員。

○藤浦議員 議席番号6番、藤浦稔です。議長通告に基づき、村の財産管理について質問します。

最近、土地の境界等をめぐって裁判になっているケースが目立ちます。そこで、村の財産の中でもいわゆる土地の管理についてお伺ひします。

知り合いから村の土地を個人が勝手に不法占拠しているのではないかというようなことをよく聞きます。新聞でも不法占拠の記事を見ることがありますが、そこでまず、村の土地の管理は適正にされているのか、この点についてお伺ひします。

○田中議長 質問事項の答弁者、中野総務課長。

○中野会計管理者兼総務課長 財産管理について御答弁申し上げます。

公有財産のうち、行政目的のない普通財産につきましては総務課において、公共用に供する行政財産につきましてはそれぞれの所管課において管理をしているところでございます。地番や面積、地目、取得年月日といった基本的な項目につきましては台帳を整備しておりますが、全ての土地において明示が完了しているかという点、境界確定していないということが実情でございます。適正な財政管理という観点からは、全ての土地について明示を行っていくのが理想ではございますが、そのためには相当な時間と費用が必要となってくることから、その都度対応してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

藤浦議員。

○藤浦議員 私の個人的感想ですが、一番多いのが道路敷かと思いますが、不法占拠の実態はあるのですか。仮にあれば、その内容と対応はどのようにされているのかお伺いします。

○田中議長 日谷施設整備課長。

○日谷施設整備課長 再質問につきまして御答弁申し上げます。

通常、道路に耕作物や物件などを設ける場合には、道路法に基づく占用許可申請を行い、道路管理者の許可を得て占有することになります。本村においても、占有物件は多数あり、許可申請により事務処理を行っているところでございます。

そのような中、不法占有物件の実態については、全ての村道敷において不法占有物件があるのかどうか把握できていないのが実情でございます。これまでにおきましては、住民の方から村道敷を不法に占有しているというような通報があった場合には、その実態について調査し、所有者に自主撤去など行政指導を行っているところでございます。

なお、不法占有対策として悪質な場合におきましては、道路法において必要に応じて除去改善命令などの監督処分、それでも履行されない場合には行政代執行という措置も可能ではございますが、本村におきましてはこれまでそのような事例はございません。不法占有の内容及びその対応については、直近では昨年度におきまして、村道敷の不法占有物件について実態がございましたので、顧問弁護士とも相談しながら、自主撤去するよう所有者に行政指導を行っているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

藤浦議員。

○藤浦議員 ありがとうございます。

要望ですが、長い年月の中で勝手に占拠された事例もあると思います。事実、私の地域でも不法占拠され道路幅員が狭くなり、車の通行などに支障を来しているところがあります。そこで、難しい問題ではありますが、不動産は村民の共有の、しかも貴重な財産でありますから、今後とも適当な管理を行っていただき、不適切なケースがあれば、職員の皆さんの労力は大変だとは思いますが、村のためとの考えで職務としての自覚を持っていただき、弁護士などにも相談して公平な解決をお願いして、要望とさせていただきます。

○田中議長 要望でいいですね。

第4番目の質問者、関口議員。

○関口議員 2番、日本共産党関口ほづみです。私は、通告に基づき、2点について質問をいたします。

まず、平成28年3月に出示されましたビジターセンターの計画について伺います。

金剛山ビジターセンター（仮称）整備基本計画は、平成28年3月に示されました。この計画では、村の課題として人口減少、農林業従事者の高齢化を上げ、人口流出を防ぐとともに、住みよい村としての魅力ある環境を整備し、人口流入を促すことを上げています。それらを解決する方法として、地域経済の活性化と来訪者と村民、村民同士の交流の機会をふやすことが必要だとしています。

ビジターセンターは、情報発信、地域振興、憩いの場、防災拠点の機能をあわせ持つ施設として計画されました。この施設が完成しますと、金剛山を訪れる来訪者にとっても村の情報発信、村の産物を購入できる施設として、また千早地区住民の買い物施設として、地域振興の場として期待されておりました。さらには、住民の防災拠点として安心・安全の確保にもつながるものとして期待しております。

しかし、予定していました登山口周辺の土地取得が予定どおりに行かず、計画はとまったままです。ここ数年は、登山口からの登山者がふえ、駐車場は平日でも満車に近い状況になっているときもあります。そして、少し離れた周辺の駐車場も利用されております。金剛バスや南海バスの利用者も、中高年層や、最近では特に韓国や中国など、外国人もふえております。そこで、最近のロープウェイの利用客、登山口からの登山者数などの推移を伺います。

そして2つ目に、登山客のもてなしの場として、また千早地区の活性化にもつながり、期待されていた施設の進捗状況と今後の見通しについて伺います。

次に、村内の公衆トイレについてお伺いします。

本村は、大阪で唯一の村として広く知られています。金剛山、楠公史跡、下赤阪の棚田を観光資源に、自然と歴史の文化に抱かれた村として、村外に情報発信をしております。

村を訪れる人は、金剛山や棚田の風景、楠公史跡を探索しておられます。観光客をもてなすためには、公衆トイレは欠かせません。最近では、全国各地で観光客のリピーターの調査で、トイレがきれいで快適だったという項目もあるほどです。村でも、道の駅トイレがきれいに整備され、気持ちよく利用されているところです。

楠公史跡周辺は、道の駅トイレといきいきサロン前に設置されております。あわせてくすのきホールやいきいきサロンでも利用することができ、不自由はありません。登山者へのトイレは、登山口バス停前としいたけセンターの手前の駐車場に設置されております。また、南海バス、金剛バスのロープウェイ前バス停にトイレが設置されていること、そして府営駐車場内にもきれいなトイレが設置されています。

一方、観光地である棚田周辺はといえば、公衆トイレは皆無で、棚田を散策する人にとっては大変不自由です。中学校の安全対策のために、中学校敷地内を通る村道を廃止し、扉とフェンスが設置され、車も人も通行できなくなりました。消防分署横に、駐車場と休憩のできるあずまやも設置されましたが、トイレはありません。棚田への観光客、来村者を呼び込む以上、せめて駐車場にトイレの設置が必要と思いますが、村の考えを伺います。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、北浦観光・産業振興課長。

○北浦観光・産業振興課長 ビジターセンターの計画について御答弁申し上げます。

金剛山ロープウェイの利用客数の推移でございますが、平成27年度が10万4,000人、平成28年度が11万3,000人、平成29年度が10万9,000人で、およそ年間11万人前後でほぼ横ばいの状況でございます。天候や積雪状況によって左右される部分が大きいと考えられます。登山口からの登山者数は、正確な数値はございませんが、傾向としては同様ではないかと考えております。

千早地区でのビジターセンターにつきましては、整備基本計画を作成したところ、建設費用が高額となり、さらに精査を重ねた結果、毎年600万円から900万円程度の赤字が出る可能性が高いことが明らかになりました。このことを地区に説明し、優先的に整備する必要のある機能について住民の意見をお聞きしたところ、防災スペース、防災倉庫、診療所、観光案内所の3機能に集約されました。防災スペースについては、千早地区の指定避難所がくすのきホールとなっておりますが、千早地区にも避難所を置いてほしいというもの、診療所については、千早地区の診療所の建物が老朽化していることから改築してほしいというもの、観光案内所については、現在役場、道の駅及びラ・フォレスタに置いているが、金剛山の麓の千早地区にもつくってほしいというものでございます。現在、これら3つの要望への対応策を個別に検討させていただいているところです。役場としての

考えがまとまり次第、地区住民と意見交換させていただく予定です。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 今答弁をお聞きしまして、おこなっている原因と伺いますか、計画がとまっている原因は費用がかかり過ぎることと、それから運営しても赤字が毎年出るという、その理由を上げていただいたんですが、当初あそこの予定地の金剛バスさんの土地が購入できないというような話を聞いてたんですけれども、それとの関連はどうか、再度お尋ねいたします。

そして、今改めて計画されているのが情報発信等防災拠点、それから診療所など持つ施設を検討しているということでしたが、ロープウェイからお客さんが約11万人、それから登山口ははっきりした数字はわからないけれども、同等だということでした。年間11万プラス登山口から来られるお客さんに対してのもてなしという意味では、情報発信だけではなくて、村の道の駅もありますけれども、ちょっとしたものをお土産に買って帰ろうとか、バスを待つ間にちょっとこんなもんでも買って帰ろうかという、そういう意味での施設も今後検討していただく中で入れていただきたいと思いますが、その点、2点ですけれども再度御答弁をお願いします。

○田中議長 北浦観光・産業振興課長。

○北浦観光・産業振興課長 ビジターセンターが予定どおりいっていない原因として、金剛バスさんの候補地が購入できないということが原因ではないかという御質問かと思いますが、金剛バスさんの敷地を除いた形での計画をしたとしても、やはり運営費用また建設費用等が高額になるということで、やはり予定どおりの建設は難しいというふうに考えております。

また、情報発信また診療所、防災機能というところの検討でございますけれども、それらを1つの施設とするのではなくて、それぞれ個別の機能としてこういった形で機能を発揮できるのかという点で、現在検討しているという状況でございます。

それから、登山口付近での登山者へのおもてなしとしての部分についてでございますけれども、現状何店か飲食店、またお土産を販売されているところがありますので、そういった民間での御利用をしていただくのが現状では一番適切ではないかというふうに考えております。

以上です。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 ビジターって最初出てきたときに何かなと思ったら、訪問者とか外来者という意味で、そういう人らを受け入れる施設だというふうに取り扱っているんですけども、やはり本村に来られる方へのもてなしとして、今あるあそこの登山口の施設は閉まるときのときもありますし、3時のバスが帰りますともう閉まってまして、本当にさみしいなという感じがするんですね。やはり、もうちょっと登山に来られた方が帰るときでもまだ村民の誰かがいてるといような雰囲気があればうれしいなと思うんです。

それで、ビジターセンターのイメージとして私がマンネリ化に感じる場所は、河内長野のくろまるの郷と。すごく立派なものなんですね。あんな立派なものができるんやったらいいなとか当時は思っていましたけれども、そういうものではなくて、何回も言いますけれども、来訪者と村民の交流施設として、この千早赤阪村に見合った施設をぜひ検討していただきたいと思いますが、先ほども言われましたけれども、全部が一体となるものではなくて、千早地区の活性化につながり、千早地区の住民の要望もかなえた上で来訪者のもてなしをする場所としてできるイメージ、わかっただけかどうかわかりませんが、立派なものでもなくともそうした内容の施設をつくっていただきたいなと、今後検討していただきたいなと思いますが、その点再度御答弁お願いしたいと思います。

○田中議長 副村長。

○清水副村長 今議員おっしゃったように、そのおもてなしとか、そういうことは大事ななというふうには思いますが、議員も御指摘されたように、やっぱり地域住民にとって必要なもんは何かとか、あるいはあの地域を、あそこもさっきの小吹台の話じゃないですけど高齢化率が50%超えてる中で、どういうふうにして活性化していくかと。むしろ今の行政課題としては、やっぱりそっちの優先順位のほうが高いんだろうなというふうに思います。

さっき千福議員も質問の中でおっしゃってましたけど、今道の駅のあり方検討ということをやっています。やっぱり一部の村民の人の御意見の中には、何か観光バスが入ってくるような立派なもんを309号沿いにつくってほしいとか、そういう声があるということも事実ですけども、何かもうバブル期じゃないんですから、箱物をつくれれば地域がよくなるというような発想じゃなくて、やっぱりソフト面で、ソフト面も含めてどういうふうに組み立てていくかということが非常に大事じゃないかなということで、我々千早地区の住民の皆さんとも2回意見交換をさせていただいて、その御要望も踏まえて、今いろいろキャッチボールをさせていただいてるということです。

やっぱり、箱物を持つことの一つのリスクというのは、やっぱり赤字が出る可能性があ

るということですね。さっき議員おっしゃったように、診療所に税を余り投入すべきじゃないと。診療所というのは、僕はやっぱり住民の命を守る最後のとりでなわけですから、そういうところにも税を余り投入するなということですので、今議員がおっしゃったようなビジターセンターについては、やっぱり赤字というのは絶対出さないんだというようなところをしっかりと詰めていくまでは、そう簡単に何か建設をしていくということにはならないし、そういうことの判断については極めて慎重にやっていくべきではないかなというふうに思います。

○田中議長 要望をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 ビジターセンターという名前そのものが、やっぱり受け皿が大き過ぎますけれども、やはり来訪者をもてなすというための、そういう施設、村に見合った施設、ちょっと話が横にそれまして診療所の話も出ましたけれども、それはそれとして、村の診療所を充実させるために、移動のためのそういう事業もやっていただくということの中で、計画されていましたがビジターセンターの中にそれを入れるかどうかというのも、今後皆さんと御検討していただいて、設置されるかと思えますけれども、要は千早地区の活性化、千早地区の人の買い物もできるような、そういう施設を御検討いただきたいということでお願いしときます。

○田中議長 質問事項2番目の答弁者、北浦観光・産業振興課長。

○北浦観光・産業振興課長 村の公衆トイレについて御答弁申し上げます。

平成11年7月に下赤阪の棚田が日本棚田百選に選定されてから約20年弱になりますが、現在では多くの方々やカメラマンに足を運んでいただいております、千早赤阪村の棚田の認知度は高くなったと考えております。

しかし、その一方で棚田所有者の皆様からは、マナーの悪い観光客に対する複雑な思いをお聞きしております。棚田とは、急傾斜地の山間部の階段状を棚田とされております。美しい棚田風景の影には、生産者の皆様の人力によるあぜづくりや田植えなど厳しい労働環境に対して、棚田での農業を伝承しようとする努力によって維持されているものであり、棚田は観光資源である前に農家の方がお米をつくる大切な場所と言えます。

そうしたことを踏まえますと、棚田の見学のあり方や新たな施設整備については棚田所有者の方の意見を頂戴しながらの検討となり、行政だけでの判断で整備を進めることはできません。加えて、現在の役場人員ではトイレ等新たな施設整備やその維持管理をしていくことは難しく、またその管理負担を地域の農家の方々に求めることも困難であるため、トイレの設置は難しいと考えます。

なお、棚田農村公園のバイオトイレにつきましては、議会からの御指摘もありましたので、早急に撤去いたします。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 展望台の横には、下赤阪城址もありまして立派な案内板もございます。これまで棚田や史跡を見学に来られた人は、中学校に断ってトイレを利用することも可能でした。バイオトイレを利用することもできましたけれども、そのトイレも撤去するということでございます。私は、棚田のこの急斜面のところに、あそこにつくってということをやっているんじゃなくて、こうしたところを訪れた人のために、今つくられた駐車場につくってもらえないかという意見ですけれども、それもだめだということですが、確かに今答弁の中にありましたけれども、棚田というのは本当に先祖から受け継がれてきた大切な農地ではありますけれども、最近では高齢化に伴って、この千早赤阪村の棚田でも農家個人さんによって営々と努力されてるところもありますけれども、棚田を保全するために下赤阪の棚田の会や、棚田を守りたいグループ、こうしたグループによって、日曜日とかそういうときに作業をさせていただいております。全国的にも見ましても、いろんな棚田を検索しましたけれども、マナーを守ってくださいと、それは村にも書いてあります。だから、棚田のあそこにつくってというのではなくて、3つの観光資源を村は宣伝してるんやから、棚田を訪れた人にも何らかの方法で利用できるところをつくってほしいと、検討していただきたいと思うんですけれども、その点再度検討できないのかお尋ねします。

○田中議長 北浦観光・産業振興課長。

○北浦観光・産業振興課長 御指摘のようにありました棚田の保全活動等、そういった都市部の方に棚田に親しんでいただくというような活動もしております。その中では、下赤阪の棚田の会が中心となってやっておりますけれども、そういったイベント時は中学校に無理を言いまして、トイレをお借りしているというような状況でございます。

また、それ以外の場所でのトイレの設置でございますけれども、やはりもともと棚田というのが農耕する場所であるということから、近くにありますが道の駅であったり、村役場のほうでトイレを済ませてから見に行ってくださいということ想定して、ホームページ等でそういったPRをしているというような状況でございます。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 棚田に来てくださいと言うといて、それでトイレはありませんと。トイレはないというのを書いてますよ。書いてるところもあるんですよ。トイレはありませんから近くのここここでやってくださいというふうに書いてる棚田の観光百選の中に選ばれてるところもありますけれども、村はそうしたことは書いてなくて。展望台のところには故障中って書いて、中学校のトイレは使用しないでください。ほんで、これまではあそこまで車で行けましたやんか。ところが、そこも行けなくて歩いていかないとだめなんですよ、10分ほどかけて。10分かかりますって書いてますわ。10分かかったところで、きれいなあつて写真撮って、そして生理現象が起こったときに、おりてきてすぐ近くになりからB&Gへ行こか、道の駅に行こかとなるわけですから、せめてそれぐらいやってほしいなと思います。

それと、今の言いました駐車場あるいは直売所にもトイレがありますけれども、直売所のトイレを開放するというような、そういうことは可能ではないのかと私らでは思いますけれども、御検討いただけないでしょうか。

○田中議長 北浦観光・産業振興課長。

○北浦観光・産業振興課長 直売所のトイレということですがけれども、直売所につきましては、農協さん通じまして農振連絡協議会ということで、団体のほうで農産物の直売を行っておられまして、基本的にはそういった出荷者の方のトイレと考えておりますので、一般来客の方については道の駅等のそういった公衆トイレを御利用いただくのが適切かと考えております。

以上です。

○田中議長 要望をお受けいたします。

関口議員。

○関口議員 直売所がそういう施設やというのもわかった上で質問しておりますけれども、トイレを開放してもらって、来訪者に生理現象が起こったときに近くで利用できるというふうに。今までより遠くなったんですよ、歩いていかなあかんから。その点でぜひ検討していただきたいということを重ねて要望して終わります。

○田中議長 ここで休憩を行います。

14時05分から再開いたします。

午後1時52分 休憩

午後2時05分 再開

○田中議長 再開いたします。

第5番目の質問者、田村議員。

○田村議員 議席番号4番、田村陽でございます。事前に通告させていただきましたとおり、棚田夢灯り&収穫祭10年の総括を、並びに村独自の農地バンクの創設をについて御質問させていただきます。

まずは、棚田夢灯り&収穫祭10年の総括をについて御質問させていただきます。

村内住民はもちろん、村外からの観光客をも楽しませてきました棚田夢灯り&収穫祭でございますが、実施されるのはことしで節目の10年を迎えることとなっております。昨年は、台風21、22号により棚田周辺が大きく被害を受けたことから、残念ながら中止となってしまいましたが、本年度は予算にも計上されており、現時点では実施の見込みとお聞きしております。同時に、本年からは運営体制が大きく変わるとも伺っておりますが、新たな一步を踏み出す前に、まずはこの10年間の総括をしっかりと行うことが必要なのではないのでしょうか。行政として、夢灯り&収穫祭をどのように捉えておられるのか、下記4点について率直なお考えを聞かせていただきたいと思いますと思っております。

まず第1に、行政としての目的はどこにあったのか。

第2に、開催するメリットをどのように評価しておられるのか。

第3に、開催する中でどのような課題が生じてきたのか。

第4に、開催に当たりこれまで要した総費用はどれほどになるのか。

以上、4点御答弁よろしく願いいたします。

次に、村独自の農地バンクの創設をについてお伺いいたします。

平成26年に農地中間管理機構、いわゆる農地バンクが各都道府県に設置されました。農地バンクが取り扱う農地面積は年々増加してはおりますものの、政府目標を達成する見通しが立ったとは言いがたい状況にあります。とりわけ大阪府では、平成29年度時点で、担い手への農地集積率は全国平均55.2%に対し、わずか10.6%にとどまっております、全国でも最下位となっているのが現状です。また、本村にとっても農地バンクは農地集積化、経営規模拡大、新規参入促進などの農地バンクの本来の観点から設置されたものでございますけれども、小規模な農地が多い本村のあり方とはそぐわない一面も持つと言えられると思われま。

そこで、今回提案したいのが本村独自の農地バンク制度でございます。農地中間管理機構において想定されている対象は、大規模な農業従事者であります。それゆえ小規模農地を利用したい方にとっては利用しにくいものとなっております。本村への新規移住者には、家族が食べる野菜を自分で育てたいという希望を持っておられる方も伺っておりますけれども、新規移住者が農地を自力で探すことはなかなか困難だと思われま。今後、高齢化に伴い遊休農地の増加が予想されるところであります。貸し手と借り手をマッチン

グさせることができれば、遊休農地の減少にも寄与することが期待されます。本村で現在運営している空き家バンク制度のように、農地の貸し手と借り手を村が仲介することができれば、村の農業にとってプラスとなるとともに、人口増加策としても機能するのではないのでしょうか。

以上の点について、行政としてのお考えを伺いたいと思います。

以上です。

○田中議長 質問事項1番目の答弁者、北浦観光・産業振興課長。

○北浦観光・産業振興課長 棚田夢灯り&収穫祭10年の総括をについて御答弁申し上げます。

棚田夢灯りにつきましては、平成21年に大阪ミュージアムの秋の特別展として第1回目を開催し、その後平成24年度から棚田夢灯り&収穫祭として、実行委員会形式で運営しております。目的として、実行委員会では千早赤阪村の農林業、商工業、観光業の振興のため、村内の農林、商工、観光の関係団体の協力により、平成11年に日本の棚田百選に選定された下赤阪の棚田周辺で、地域特産物や工芸品の展示即売などによって村の情報を広く発信するとともに、村内外の人々の相互交流を図ることにより、千早赤阪村への理解と親しみを深め、明るく活力ある村づくりを推進するとしております。

開催のメリットとしては、近年では棚田夢灯りに約4,000人の来場者があり、村外の方々が千早赤阪村へ来村するきっかけとなっています。また、関係団体にとっては村の農産物等の直売や来場者との交流の場として、地域活性化に寄与したと考えております。

一方、課題としては実行委員会形式ではあるものの、その準備から当日の人員配置まで主要な役割を役場職員が担っており、本来の趣旨である関係団体がみずから実施するということからずれがありました。今年度は、主体的に運営していく団体を改めて募り、現在その実施に向け、打ち合わせ等準備を進めているところです。今までの実施体制が脆弱であったため、今後の実行委員会の各団体に実施体制について共通認識を確認し、実施体制を見きわめていく必要があります。また、実行委員会では今後の夢灯りの実施目的についても議論していきたいと考えております。

費用につきましては、平成28年度の実績では周辺警備、バス運行など委託料で約100万円、テント等備品のリース代で67万円、ろうそくなど消耗品で44万円、その他の経費を合わせ、総額約250万円で棚田夢灯り&収穫祭を実施しております。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 御答弁ありがとうございます。

さて、棚田夢灯り、収穫祭のメリットとして、村外の方々の来村のきっかけ並びに交流の場となったとの御答弁をいただきましたが、果たして投資に見合うだけの成果が上げられたと言えるのでしょうか。その点について、どのように行政として評価しておられるのかお伺いしたいと思います。

○田中議長 北浦観光・産業振興課長。

○北浦観光・産業振興課長 村からの投資という意味では、夢灯り&収穫祭事業に対する村からの補助金は、本年度も200万円を予算計上しており、農協からの助成金などとあわせて事業実施を予定しております。

先ほどの答弁のとおり、約4,000人の来場者があるなど、この夢灯り事業により下赤阪の棚田が村の地域資源の一つとなって、平常時でも多くの人を訪れ、また収穫祭での販売を通して、ふだんでは得られないにぎわいが生まれるなど、村の活性化につながったと考えております。

一方で、具体的な経済効果額を算出することが難しく、また耕作者の間でも棚田観光者のマナーについての苦言もあり、今後そういう点についても注意していく必要があると考えております。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 棚田夢灯りの評価については承知いたしました。

次に、課題についてもう少しお伺いしたいと思います。

行政として、本来の趣旨である関係団体がみずから実施するということからずれがあったとお考えとのことですが、今後の運営は完全に実行委員会が主体となって行われるということによろしいのでしょうか。また、行政はその実行委員会に参加する意図というものはございますでしょうか。もし参加されるのであれば、今後行政は実行委員会の事務局としてではなく、あくまでメンバーとしてかかわっていくということを想定しておられるのでしょうか。その点についてよろしくお伺いいたします。

○田中議長 北浦観光・産業振興課長。

○北浦観光・産業振興課長 棚田夢灯り&収穫祭事業は、各関係団体による実行委員会形式で実施していることから、各関係者が主体的にかかわることで、本来の意味での地域活性化につながると考えております。企画、運営の部分は実施主体となる実行委員会で行っていただき、行政のかかわりとしては事務局としての位置づけの上、これまでの実施

内容の伝達によるサポート、広報PR、経費の補助などにより、実行委員会を支援してまいります。

以上でございます。

○田中議長 要望をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 そもそも、夢灯り&収穫祭というものは行政によって企画発案されたものです。民間が発案した企画を民間が実施するというのであれば理解もできます。しかし、実行委員会という形式をとっているとはいえ、行政が発案した企画を民間が実施するのは、やや腑に落ちないところを感じるものでございます。

先日、夕暮れ時に棚田を訪問させていただいたんですけれども、棚田は本村でも最も美しい風景の一つであるとの思いを新たにいたしました。10年という節目を迎えたことでもございますし、棚田を次の世代に受け継いでいくために我々はどのようにしていくべきなのかという原点にいま一度立ち返って、再検討を行っていくべきころ合いなのではないかなというふうに感じております。

以上です。

○田中議長 質問事項2番目の答弁者、北浦観光・産業振興課長。

○北浦観光・産業振興課長 村独自の農地バンクの創設について御答弁申し上げます。

農地中間管理機構については、原則10年以上の長期間の貸借となっていること、農地の借り手が公募となっており、誰に貸すことになるのかわからないことなどが原因となっており、実績が伸びていないと考えられます。そこで、本村では地元の農業委員が農地の貸借を仲介し、短期間での農地貸借でも対応できる村独自の農地バンク制度を平成28年10月に農業委員会が設置しております。その後、農地中間管理機構でも貸借期間10年の原則は変わりませんが、短期間でも対応可能なように、その運用が変更されました。

そこで、本村においては村内農地面積の90%を占める農業振興地域にある農地については、中間管理機構を活用することとし、機構制度が活用できないその他の農地については、本村独自の農地バンクを活用することとしております。今後とも、農業委員会との連携を密にし、両制度を活用して本村での農地の流動化に取り組んでまいります。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 本村独自の農地バンクというものが既に存在するということではありますが、重要なのは農地バンクが遊休農地対策として本当に有効に機能しているのかという

点にあるのではないかとこのように思っています。既存の独自農地バンク制度の現時点での実績をお伺いしたいと思っています。

○田中議長 北浦観光・産業振興課長。

○北浦観光・産業振興課長 独自の農地バンクを創設しました平成28年に1件、当時農地面積約700平米、貸借期間3年という実績がございます。それ以降は、中間管理機構の利用実績はありますが、村独自の農地バンク制度の利用はございません。

以上でございます。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 これまでの実績が1件ということですが、それで果たして十分機能していると言えるのか、やや疑問が残るところでございます。

遊休農地対策として、ほかにどのような対策が行われているのかお伺いしたいと思います。

○田中議長 北浦観光・産業振興課長。

○北浦観光・産業振興課長 農業委員会と連携し、農地の利用状況の実態調査、いわゆる農地パトロールを実施しており、耕作放棄地や耕作放棄が懸念される農地について、その所有者等に対して農地の適正利用を働きかけております。さらに今後は、農業委員会が策定を予定しております農地等の利用の最適化の推進に関する指針の中で、遊休農地解消面積等の数値目標を掲げることとされており、その実現に向け農業委員会と連携した取り組みを推進してまいります。

以上でございます。

○田中議長 要望をお受けいたします。

田村議員。

○田村議員 棚田百選にも選ばれた本村の棚田ですが、農家の高齢化などにより存続が危ぶまれる状況でございます。現状では、農家の方々の努力により何とか維持されている状況だと思いますけれども、それにもやはり限界というものがあるかと思えます。これまでどおりの遊休農地対策で今後大きな改善が本当に期待されるのでしょうか。今求められているのは、やはり抜本的な対策ではないかというふうに思っています。

山林に囲まれた本村の農地は、小規模のものが多く、農地中間管理機構がターゲットとして想定しているようなものではございません。棚田を初めとした本村の比較的小規模な農地を有効活用していくには、本村の事情に適した政策が必要となってくるのではないかと思います。

例えば、農業体験農園のように、農業経営者以外の方々に活用していただく道を模索していくのも一つの方法なのではないかと思います。

以上をもちまして質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○田中議長 第6番目の質問者、山形議員。

○山形議員 議席番号7番、山形研介です。議長通告に基づき御提案を申し上げます。担当課の答弁を求めます。

これからの村観光事業としてお伺いいたします。今回の質問は、スポーツ部門としてこの4月に本村に来ていただきました藤本さんにお伺いするわけですが、今から述べますのでよろしくお願いをいたします。

2020年、スポーツの祭典オリンピックそしてパラリンピックが東京で、またラグビーワールドカップもこの前に、2019年東大阪市の花園ラグビー場で開催される予定になっております。常々村長は、以前より金剛山登山による長寿健康を、そして村の観光振興事業として提唱し、長年各方面で村のイメージアップを図ってこられました。そこで、村民の健康増進、スポーツ振興また観光振興の目玉として、大阪府下で初めて全国各地から来村者をふやす事業として、次の2点についてお伺いいたします。

千早赤阪村は、自然環境を生かしマウンテンバイク、自転車ですが、このマウンテンバイク用のクロスカントリーの練習場をつくり、レースを誘致し主催する村営本格的な練習用コースとして使用し、収益を上げる。2点目は、近年競技人口がふえつつあるスポーツクライミング3種目、これは東京オリンピックから新競技に指定されておりますが、競技場そしてまた練習場をつくる。それにはスポンサーを誘致してはいかがかと、そう思っております。この種目についてちょっと説明させていただきますけれども、屋内の人工的につくられた壁に取りつけたグリップと呼ばれるカラフルな大小の出っ張りをロッククライミングにより必要最小限の設備で登る競技であります。今のところ本格的な練習がないため、トップアスリートたちはよその都道府県まで帰っている状況でございます。

以上、2点について担当課の答弁を求めます。よろしくお願いをいたします。

○田中議長 質問事項の答弁者、藤本理事。

○藤本施設整備課理事 いただいた御質問に関して御答弁申し上げます。

1つ目のマウンテンバイク用クロスカントリーコースと、2つ目のスポーツクライミングの競技場の設置はトップアスリートの呼び込みのみならず、村民が子どもから大人まで生涯スポーツに親しみ、健康を増進することに資すると考えます。また、村では豊かな自然環境の中でスポーツに親しむことができるため、スポーツツーリズムとして観光客にPRすることができるでしょう。

一方で、こうした運動施設とあわせて宿泊施設や食事所の確保が望まれるなど、さまざまなニーズを捉える必要があります、経営ノウハウも持って対応していかなければなりません。御提案いただいたように、村営でこれを行うのは困難と思われます。民間事業者から建設の相談があった場合には、日本マウンテンバイク協会及びスポーツクライミング協会への連絡や、既存施設の視察、本村における適当な設置場所の検討といった点において、必要に応じ協力を行ってまいります。

以上、答弁といたします。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

山形議員。

○山形議員 初めてあなたにボールを投げました。あなたの任期は2年と聞いておりますし、もともとスポーツのほうのなかなか勉強をなさっていると聞きましたものですから、この質問をさせていただきましたわけですが。

きょうはこれで終わりますけども、ここで村長、ちょっと目を覚ましていただきまして、突然振って申しわけないんですけども、今藤本さんから設置場所というようなことの答弁を頂戴しましたので、私なりにちょっと、1番目と2番目について一応意見を述べさせていただきたいと思っておりますので、恐れ入りますけど、ちょっとお考えを聞かせていただきたいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

○松本村長 はい。

○山形議員 マウンテンバイク用のコースづくりなんですけども、具体的にこのコースの場所を考えるには4つの点を自分なりに上げてみました。これは、全長4キロ以上の地道が必要であります。そして、スタートのところは最低そこからいうたら大体6メートルから8メートルぐらいの広場が要ります。一応、練習用になりますと大体私の体1人分ぐらいの農道があれば十分4キロの道が可能である、できるということが一つ。次に、林道に詳しい方に御相談することが必要、意見を聞くということですね。それからもう一つは、詳細な地図を確認をすると。最後に、このコースをつくろうと思えば、一番大事なことは近隣の住民の理解を得る、この4点が最低条件だと思います。

そこで、このコースづくりの場所なんですけども、私の考えとしまして二河原辺地区からの足谷林道、これは二河原辺地区の区長にもちょっと声をかけて、観光というのかその林道の地図を頂戴したんですけども。その中から行きますと、二河原辺地区の橋のもう一つ奥へ行きましたら休場それから持講それから岩坂、尾平、松尾、日暮のこのルートをはかってみたんですけど、ぐるっと回ってきますと4キロになります。これがコース、1番目につくる一つの条件かなと私の考えは思っています。

それから2番目、このスポーツライミングの3種目なんですけども、場所は野外活動センター、これは私の考えでは、野活は多分村の所有物やと、村有物やとっておりますので意見を述べさせていただきますけども、この施設と建物から本格的な3種目競技をつくるようになりますと、やはりなかなかお金がかかるんですけども、スポンサー誘致が望ましいと考えております。

そこで、そのスポンサーをつくることによって、村の条件としては無償貸与の条件で、その施設と同敷地内にフィールドアスレチック、キャンプの公園をつくってはどうかと、そう考えております。スポンサーの名前を上げさせていただきますと、村長も今から2つ上げますけども、御存じやと思いますけど、モンベルそれから好日山荘、この2社です、等があるんですけども。この今回の提案なんですけども、私の前々から考えてたことなんですけど、千早赤阪村のすばらしい自然環境に感謝し、これを大切に後世に受け継ぎながらも、これを活用しながら村の村人一丸となって郷土愛と熱意を持って取り組み、大阪唯一の村、この美しい村を知ってもらうこと、発展することを願い、本件のこの事業を提案申し上げるとともに、地域活性化及び移住の促進にもつながると私は考えまして、今回質問させていただきました。恐れ入りますけども、村長の考えを伺います。よろしく願いいたします。

○田中議長 松本村長。

○松本村長 今山形議員から質問いただきましたが、最近千早赤阪村へ行く富田林五條線、これはツール・ド・フランスの日本での放映が始まってから、非常に自転車でお登りになる方がふえてまいりました。時々、物すごいスピードでおりますので、事故が起きないかなと心配してるようなところでございますが、御提案いただきました足谷ルート、これ非常にええコースやなど。きのうも二河原辺の区長とその話をしておりました。この話の実現に向けますと、いわゆる日本自転車振興会とか、あるいは今自転車の変速機の世界のトップメーカーでございます島野工業さんとか、その辺の皆さんにとりあえずお願いいたしまして、コースの設計あるいは造成、また運営母体の設立の可能性とか、また利用人口の調査とかをぜひその人たちにやっていただきましてやるべきかなと。それとともに、現在先ほどおっしゃいました林道でございますが、現在木材不況でほとんど使われておりませんが、道路は去年おとしですか、とりあえず荒れたのを直しましたし、今回も去年の台風でかなり荒れましたが、あそこを利用してやるのは非常にいいかなと思います。

ただ、多分議員も御存じではございますけども、特に今おっしゃいました足谷林道の右側斜面、左も一緒でございますが、非常に昔から持ち主が多いということで、多分森林所有者が非常に多いので、説得に時間がかかるのかなと、そういうふうと考えております。

それと次に、クライミングウオールでございますが、御提案いただきました現在ほしだ園地に、大阪府では大きなクライミングウオールがございまして、今大阪府の山岳連盟などがそのトレーニングあるいは競技会に利用しております。私どもの村の野外活動センターでございますが、先生のおっしゃる提案には余りにも狭過ぎるのではないかなど。恐らく、私どものあの場所の二、三十倍の敷地は十分必要やないかなど。やっぱり、やるとすればそこそこ大きな、皆さんにわっと言われるようなものではないと。しかも、全日本とか世界大会が行われるような施設をつくらなきゃいけないかなど思いますので、恐らく野外活動センターの二、三十倍の広さが必要かなど考えておりますし、少なくとも府民の森一帯を利用する必要があるかなど私は考えております。私といたしましては、今あの辺の管理をお願いしております信越索道メンテナンスさん、あるいは先ほど御指摘ございましたモンベルさん、あるいは好日山荘とかミズノとか、あといろいろとそういうアウトドアのメーカーがございまして、最終的に山と溪谷とか、そういう専門の雑誌もございまして。その辺とバックアップしてくれれば、可能性はゼロとは言えないと思います。この件につきましては、ぜひまた議員の協力も得ながら、少しずつではございますが、そういう関係者の皆さんと話ししながら、現実に向けるようにやっていきたいなど。

ただ、私どもの村としてこれをやるには、余りにも危険が多過ぎるのかなど思いますので、そういう業者の皆さんがおやりになるときは徹底的にバックアップしたいと、そういうふうに考えております。

○田中議長 再質問をお受けいたします。

山形議員。

○山形議員 要望にかえます。

今の御答弁頂戴いたしましたものですから、ぜひともこれから藤本さんと一緒に次から次からとボールを投げていきたいと思っておりますけども、ぜひとも今のお考えを忘れずに、実現に向かってこの2案について、御提案申したことについて動き出させていただきますよう要望させていただきますして、終わります。ありがとうございました。

○田中議長 以上で本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

松本村長より挨拶がございます。

○松本村長 やっと本格的な梅雨に入りましたが、非常にことしの梅雨、涼しいと申しますか、千早でもまだストーブが直せないような状況でございます。議員の皆さんの御協力で、6月議会はただいま無事終了いたしました。先日の大阪北部を中心とする地震も、村へはほとんど影響もなく、非常に村にとって幸いだったと思います。きのうも大阪府の町村長会から、もし人手が余ってたら高槻とか枚方とか、あの辺の家の調査なんかに出

してくれというふうな話もございまして、とりあえず府下の町村に今その旨をお伝えしたところでございますが、その面からいうと、千早赤阪村は幸いやったなど、そういうふう  
に思っております。

それと、今議会で皆さんに議決いただきましたこども園は、父兄の皆さんの要望もござ  
いまして、一日も早く進捗させて、安心して子どもさんが預けられるようにしていきたい  
と、今我々頑張っているところでございます。

またもう一方、庁舎建設につきましても、コンパクトで住民の皆さんが利用しやすい庁  
舎をできるだけ早く建設したいということで、現在進行中でございます。また、庁舎建設  
あるいはこども園設置でわかりましたが、私どもの村の村有地、境界確定がきちりでき  
ているところは非常に少のうございます。富田林高校の分校の跡地も、その境界確定がで  
きてなかったおかげで裁判をやらざるをいけないような状況になりました。まず、私ども  
の村の村有地につきましては、きちり境界確定ができるように、これからも努力してい  
ただきたいなと思っております。

こういうことで、それとともに今回の2つの事件も関連いたしますけども、村が新しい  
事業を計画いたしますと、必ず土地問題が一番の問題になってまいります。これはもちろ  
ん、私どもの村だけではなく、府下全体ではございますが、我々も住民の皆さんにでき  
るだけ理解していただきますように、精いっぱい努力しながら、これからも新しい事業を  
進めていきたいなと思いますが、ぜひ議員の皆さんも、そういう面で我々の何か事業とい  
うことになれば、土地を含めスムーズな事業進行が行えるように、ぜひよろしく御協力を  
いただきますようお願いいたします。今議会の終わりの挨拶といたします。どうもあり  
がとうございました。

○田中議長 どうもありがとうございました。

これで本日の会議を閉じ、平成30年第2回千早赤阪村議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでございました。

午後2時43分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

千早赤阪村議会

議 長                    田 中 博 治

議 員                    田 村 陽

議 員                    千 福 清 英